

---

平成29年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成29年3月7日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成29年3月7日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案質疑(議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、議案第35号)
- 日程第3 議案第20号 うきは市公共施設等総合管理計画の策定について
- 日程第4 議案質疑 議案第3号、議案第8号～議案第15号
- 日程第5 議案の委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案質疑(議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、議案第35号)
- 日程第3 議案第20号 うきは市公共施設等総合管理計画の策定について
- 日程第4 議案質疑 議案第3号、議案第8号
- 

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鎗水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懐 洋一君                      記録係長 浦     聖子君  
記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	吉岡 慎一君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	石井 好貴君
総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田箆 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
総務法制係長	……………	大石 恵二君	財政係長	……………	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。3番、熊懐和明議員の発言を許します。3番、熊懐和明議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） おはようございます。3番、熊懐です。3点について質問させて

いただきます。

まず1点目、子育て支援に対する施策に対して、昨年11月に保育所の申し込みと臨時職員の切り替え時期が重なったことや、28年度より、所得によりますが、第2子目のお子さんの保育料が無料になったことで、保育所の申し込みがふえたことも原因の一つだと思います。保育所の入所が今回はできませんという内容の文書を送ったのが、混乱を起こしたきっかけの一つではないかと思います。

そこで、(1)次年度の保育所の入所数及び保育士数の把握について伺う。また、入所対策についての考えを伺う。

次に、27年12月議会の保育所の入所について、入所要件について質問をしたと思います。なぜ、出産により保育所へやっと入所できた子供さんを退所させるのか。市として退所しなくてもよい方法は考えられないのか。また、せっかく友達もでき、楽しく保育所へ通っているのにやめなくてはいけない、悲しい思いをさせないでほしいと質問をしたと思います。

その後の市独自の施策について、(2)子育て支援に関する施策についての考えを伺う。

次に、岡山県の奈義町では、出生率でトップに並んでいます。日本の全国の合計特殊出生率が1.42、平成26年です。政府も本気になって少子化対策に力を入れており、その流れで地方創生プロジェクトがスタートしています。政府が掲げる出生率の目標は1.8です。奈義町は何と出生率2.8を達成しています。全国平均の約2倍、そして政府の掲げる目標も十分に上回っています。素晴らしいことだと思います。

妊娠・出産期から乳幼児期、就学期まで子育てする家庭の立場に立った、切れ目のない支援を行ったそうです。もしかすると、取り組みのタイミングがやや早かったなどの理由で、若い夫婦が移住したかもしれないということだそうです。

ところで、(3)人口減少の点で、出生率の向上に対する考えを伺います。

以上、3点についてお伺いします。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) おはようございます。ただいま子育て支援等に対する施策について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が次年度の保育所入所者数、保育士数及び入所対策についての御質問であります。平成29年度の保育所入所申し込み者数は917人であり、1月31日付の第1次調整で822人に入所承諾の通知を行い、95人に入所不承諾の通知をいたしました。

2月に入り、保育士募集に応募があり、入所者数を上積みすることができましたので、2月21日付の第2次調整で55人に入所承諾の通知を行ったところであります。

平成28年度までは、申し込み者数が定員をオーバーすることはなかったことから、希望者全

員に入所承諾の通知をしておりました。平成28年度にうきは幸輪保育園がオープンし、定員が20名増加したにもかかわらず、入所申し込み者数が増加したことから、現時点で入所不承諾の解消には至っていない状況であります。

入所申し込み者数が増加した原因は、議員御指摘のとおり、平成28年度に国が実施した多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担軽減が市民の皆さんに浸透したものだと考えております。

今後の入所対策であります。3月1日現在、入所不承諾となっているのは40人ですが、これらの児童の保護者につきましては、求職中、つまり仕事を探しているものの、仕事が見つからない方々であります。これらの方々につきましては、3月15日までに再度就職活動の状況の確認を行います。そして、求職中であることが確認できれば、2カ月間の入所承諾を行うこととなります。

このような対応により、当面、希望者全員の受け入れを図りたいと考えておりますが、申し込み者数が定員を上回っている状況でありますので、現在の定員では受け入れができません。このため、施設面積に余裕のある山春保育所の定員を増員することにより対応を図ってまいりたいと考えております。

また、保育士も不足しておりますので、引き続きハローワークを通じて募集等を行っているところであります。

2点目が子育て支援に関する施策に対する考えについての御質問であります。うきは市としては、子育て支援は重要な施策であると認識をしております。具体的な施策として、子育て支援センターの設置、休日保育、延長保育も実施してきましたし、以前より要望がありました病後児保育につきましても、平成29年度より田主丸中央病院で実施され、活用いただけるようになります。

保育料に関しましては、平成27年度より階層を一つふやし、うきは市独自の軽減策を実施しているところでございます。

また、子育て支援の一環として、平成25年度より幼稚園就園奨励費制度を導入し、保育所、保育園だけではなく、幼稚園入園者についても支援を行っているところであります。

今後も子育て支援は、将来のうきは市を担う子供たちの重要な施策であると考えており、その充実に向け検討を行ってまいります。

3点目が出生率の向上に対する考えについての御質問であります。人口減少の続くうきは市におきましては、地域の活力を維持するためにも、出生率の向上は重要な課題であると考えております。

このようなことから、昨年度策定いたしましたうきは市ルネッサンス戦略におきましても、4つの基本方針に係るKPIとして、出生率の向上を上げているところであります。

出生率の向上に当たっては、子育てのための環境を整備することが不可欠であります。うきは市におきましては、子育てにかかわるさまざまな支援を行っており、施策の相乗効果を引き出すことにより、出生率の向上に結びつけたいと考えております。

例えば現在、うきは市では子育て支援の一環としまして、インフルエンザの予防接種に対して助成を実施しております。具体的には、平成27年度に生後6カ月から就学前の乳幼児に対して、1人1回当たり1,000円を2回分助成いたしました。

その後、平成28年度におきましては、助成対象を生後6カ月から中学生まで拡充するとともに、助成額を1人1回当たり2,000円にふやしております。

県内の市町村の状況を見ましても、インフルエンザの予防接種に対する助成を実施していない市町村がまだ多く見受けられますので、この点におきましては、うきは市は充実している状況であるのではないかと思います。

また、医療費の支援につきましても、子育て支援にかかわる重要な施策であると考え、積極的に実施をしております。

現在、うきは市の子どもの医療対策としまして、ゼロ歳から小学生までは通院及び入院まで、中学生については、福岡県の補助基準を超えて、入院までを対象に医療費の助成を行っており、平成27年度は子ども医療対策費として6,282万2,806円を支出しております。

また、子ども医療対策以外にも、18歳までを対象とするひとり親等の医療対策や継続的な治療を要する重度障害者医療対策にも取り組んでいるところでございます。

保護者が子育てする中で、子供の病気やけがでの医療費負担は経済的に重く、負担軽減は不可欠と考えておりますので、充実した医療対策をしなければならないと考えております。

このほか、産後鬱の軽減や子育て家庭に対する育児支援等につきましても、出生率向上につながる施策として実施をしております。

現在、市内2カ所に地域子育て支援センターを設置しており、親子での遊びの場、情報交換の場の提供、そして保育士の資格を持つセンター職員が子育てに関する相談も受けており、複雑な相談等への対応も、家庭児童相談員と連携をとり対応することも可能になるようにしているところであります。

さらに、うきは市単独でのサービスではありませんが、久留米広域連携中枢都市圏のファミリーサポートセンター事業が広域利用できるようになっております。これは冠婚葬祭や乳幼児を連れて出かけにくい場所に行かなければならないときなど、会員相互での託児や送迎を手助けするサービスであります。

また、病児・病後児保育につきましても、平成29年4月より田主丸中央病院が運営する「たのっしーランド」の利用が可能となります。

これら以外にも、さまざまな子育て支援策を行っておりますが、出生率自体は、短期的にはなかなか数値の動向が見えてこないものでありますので、今申し上げました施策を中心に、新規の施策の検討も含め、継続的な取り組みに当たってまいりたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ちょっと長かったので、把握し切れないので重複すると思いますので、よろしくお願いします。

（1）について質問いたします。3月までにはどうにかなると思います、このことについて主婦の皆さんは大変困っていたと思います。保育所の窓口には、お母さんたちがお子さんやおばあちゃんと一緒に見えられていました。1人のお母さんは涙を流し、職員さんたちに、どんなに大変なことかわかりますかと、自分のことならどうしますかと訴えていたのが、まだ頭に浮かびます。つらく感じます。

もう一人のおばあちゃんや子供さん、おばあちゃんと子供さんを連れ、保育所を2カ所、別々にされると送り迎えができかねますと言っていました。

何が原因でこういうことが起きたと思うか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務所長（秦 克之君） 市長の答弁でありましたように、今まで申し込み者が定員をオーバーすることはございませんでした。そういうことで分析をいたしますと、28年度より国の施策で実施されました保育料の軽減策、そういうもので360万以下の年収の家庭につきましては、保育所入所の2人目につきましては、保育料がゼロになるということで、ゼロになるなら2人目も預けたいというような方がふえてきたということで分析をしているところでございます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 原因はいろいろあると思いますが、ほかの園に聞いたところでは、1つに、報酬、給料が、保育士さんの給料が安いことが1つと手当、ひとり暮らしであれば、家賃を半額補助するとか、でも一番大きな原因は、人間関係が一番だということを知っています。このことについてお伺いします。どう思うか。結局、職員の中でのいろいろの立場での人間関係ですか。指導する中とか、いろいろあるでしょう。（「職員の」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議員がおっしゃる、給料が安いということについては、嘱託職員の関係だと思います。うきは市につきましては、合併当初から嘱託職員の賃金は上がっておりませんでした。月額、28年度ですと17万5,000円でございます。29年度につきましては、予算の段階で市長とも協議をいたしまして、18万5,000円に上げたところでございます。

それと、嘱託職員がやめてあるというようなことの質問だと思うんですけども、現在勤務しております、途中の退職者もおりますが、9名の方が勤務の継続を希望されておられません。

あと人間関係とおっしゃいますけども、あとの方につきましては、合併以来ずっと保育士として勤めてある方もおられます。

ただ近年、保育士不足ということで、これはどこの保育所でも関係あるんですけども、特に福岡市あたりが保育士の募集で家賃を出しますよとか、就労すれば準備金を出しますよとか、そういうことになっておりますので、若い方たちにつきましては、そちらのほうに行っているのではないかなと予測はしております。

ただ人間関係でやめていったとか、そういうことは私に報告はあっておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろなことはあってないということですので、時間がだんだんないので、次に行かせてもらいます。

（2）について再度お尋ね、なぜお尋ねするかというと、産後2カ月を過ぎて、事情があれば相談に乗れるようになりましたということをお聞きしたので、その支援策について市長にお伺いします。産後2カ月でやめさせていたのを、2カ月たっても、事情があれば相談に乗れるようになりましたということをお聞きしていたんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議員がおっしゃってあるのは、出産をして、そして2カ月間は産前産後の休暇ですか、2カ月ということで、その後はまた相談すれば預けられるということですが、それにつきましては、一応2カ月間までということになっております。あとはいろいろ理由、なぜ預けなければならないかということをお聞きしなければ、保育所でございますので、先ほど議員おっしゃいましたように、友達と仲よくなったから、そのままなぜ来れないかと。そういうことであれば幼稚園とかいろいろございますので、ほかの施設もございます。

これは保育所ですので、まず前提に保育に欠けるということがございます。ですから、保育に

欠けるという、なぜ欠けるかということを確認しなければ、保育所は預かれないということでございます。預かるようになったというのは、相談をしながら、こういう理由で預かったらどうかとか、そういう意味合いですんで、今もそういう御相談については受け付けているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 遊んでいるから、そのまま続けてくれという意味じゃありませんよ。今まで入所を受け付けていたのを、子供さんが次、産まれたから、2カ月たって、家で見られるからやめてくれと言ったのを、事情があれば、そのまま相談に乗れますよちゅうことを聞いて言いました。そのことを言っているんです。何もかんも、やめて暇な人をそのまま残してくれちゃ言ってませんよ。

そういうことで、私もそういうことを聞いていましたので、広報にも載せました。相談に乗れるようになったので、一歩進みましたと思いますと。したらお母さんが、11月に市役所へ行ったら、職員より、もう2カ月になりますよねと言われたそうです。結局やめてくださいでしょ。でも、12月には発表会があり、練習もし、洋服も買っているんで、発表会までは行かせてくださいとお願いをしたそうです。これ相談に乗ってないじゃないですか。

結局、2カ月になりますから、一応やめてもらうようになっていますけど、何か続けたい事情がありますかねとか相談するのが、2カ月過ぎて事情により相談に乗るんでしょ。そういうことを言っているんです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のとおり、保育所、保育園には入所要件というのが法令的に決まっております。基本的には、保護者の方が働いている方が基本であります。

そんな中で、いつも判断に悩むのは、例えば居宅内の労働というか、自営業の方であったり農家の方であったり、そこの判断であったり、あるいは産前産後も入所要件に入っております。ただし、それは産前産後の期間だけ。

あとほかに保護者の方が疾病あるいは心身障害であったり、あるいは同居親族の介護の必要性があるとか、事細かい要件があって、私どもどうしても法令遵守というか、公平性を期する上で、ある人だけ情が入って猶予するというのは、公平性を逸しますんで、そういう意味合いで、しっかりうちの職員も相談には応じてたんですけども、公平性の観点で、そういう対応になったんではないかと思いますが、その説明の仕方をもう少し、保護者の方に納得がいただけるような説明の仕方に、今後も気をつけるように、私のほうからもまた職員の指導をしたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。



○議員（3番 熊懷 和明君） 今のは納得させられましたけど、私が言いたいのは、決まりもありましようが、子供さんが生まれ、うきは市にふえていくためには、保育所の入所をもう少し受け入れ体制をしてくださいという意味の一環で言ったんです。そのことは気にとめちよってください。

3番、人口減少には、どこの市でも、市町村でも頭を抱え、一生懸命になられていると思います。そのためには、うきは市として若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、安心して子供を生み育てられる市として、地域と一緒に子育て支援を行っていくことではないかと思っています。

この前、群馬県の下仁田には行ってきました、視察で。下仁田では地方創生の中で、地方創生総合戦略の取り組みで、一つ、不妊・不育治療費助成制度を創設、それと所得に関係なく新規で、2子目以降保育料無料化など考えてやっています。

うきは市も、市としてどういう取り組み、もう少し、何かルネッサンスでやっていると思いますが、何か考えられる、もう少し考えられることがあったらお願いします。ないなら結構です。時間がありません。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ないわけありません。子ども・子育て支援は、非常に地方創生を進める上で重要な課題だと、このように認識をしております。

議員も御存じのように、平成27年3月にうきは市子ども・子育て支援事業計画というのを策定しました。この中に見ておわかりのように、盛りだくさん、子育て支援体制の充実であったり、幼児期の教育・保育サービスの充実、子どもの放課後の居場所づくりの充実、さらには子育て世帯への経済的支援、盛りだくさんの施策をやらせていただいております。

なかなかそういう御指摘をいただくということは、我々の施策が浸透してないんじゃないかと、このように思っていますので、十二分に市内外に我々の子ども・子育て支援施策、うきは市ルネッサンス戦略のPRをしっかりと努めて、本当に若い世代がまたうきはに来ていただけるような、そういう取り組みをしっかりとしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） いろいろやっているのはわかりますけど、今言ったPR、こういうのをやっていますよちゅうのが少し足りないのかなと感じましたので質問しました。

2番目の障害者対策について質問します。

市長には、福祉については、財政も厳しい中、大変頑張っていただいているとは思いますが、私が障害者誘導ブロックについての相談を受け、気づいたことがあります。というのは、相談者の話では、自宅より西別館の西入り口までは行けるそうです。でも、西側の入り口から西別館の玄

関までが誘導ブロックがないため、建物の壁をつたって行っていたそうです。でも、数回、そばの小さな溝でこけたそうです。私も相談を受けるまで気づきませんでした。

(1) 公共施設の視覚障害者誘導ブロックの配置を、どのような基準で設置しているのか伺います。

(2) 地区の公民館というのは、常会や老人会の人たちの集会所として、たくさんの方が利用しています。その中には足や膝など痛くて、思うように座ることや歩くこともままならないで、出向いていらっしやると思います。地区公民館等の車椅子用のスロープ改修及び歩行不自由者のための手すり等設置に対する考えを伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま障害者対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、視覚障害者誘導ブロックの設置についての御質問であります。

視覚障害者誘導用ブロックに関する法律につきましては、平成18年12月20日に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、努力義務としての規定がなされたところであります。

また、平成28年4月1日から施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律におきましては、社会的障壁を取り除くことを必要とする障害者に対し、その方の年齢や障害の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、社会的障壁の除去に努めなければならないと、このような規定がなされております。

第2次うきは市総合計画におきましても、高齢者、障害者、子供の安全・安心確保のための施設整備に関して記載をしておりますので、今後とも関係法令を踏まえ、計画に基づき施設整備を行ってまいります。

なお、市役所庁舎関係の施設につきましては、西別館の北側通路に設置しております視覚障害者誘導用ブロックが機能していない状況にありますことから、早急な対応が必要であると考えており、平成29年度当初予算に誘導用ブロックの改修工事費用を計上しているところであります。

2点目が地区公民館等のスロープ改修及び手すり等の設置についての御質問であります。各地区のコミュニティセンター等の公共施設につきましては、障害者に配慮した施設とすべきことは当然のことと考えております。

現在、11のコミュニティセンターが設置されておりますが、御質問のスロープと手すりに限って言えば、スロープが設置されていないのが新川、小塩コミュニティセンターの2施設、手すりが設置されていないのが妹川コミュニティセンターを含め7施設であります。玄関入り口がフラットであったり、傾斜が緩やかで、必要とないと思われる施設がほとんどであります。

なお、これらの施設につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、

いわゆるバリアフリー法等の義務づけ対象には当たらないものとなっております。

また、各区の行政区公民館につきましては、設置者は各区であります。法的要件に基づく手すり、スロープ等の設置について義務づけはございません。

しかしながら、公共的な集会所であるため、バリアフリー化を図るなど、障害者や高齢者に配慮した施設であることが望まれているところであります。

各行政区公民館に対する補助につきましては、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例に基づき、一定の条件のもと改修や修繕に対し費用の補助を行うことができますので、具体的な案件につきましては、担当に御相談をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 障害者誘導ブロックについては予算が出ていますので、多分してもらえと思っておりますので、ただ相談者からの思いを少し述べさせていただきます。

相談者の思いは、誘導ブロックなどもし、していただけたときには、障害者部会などありますので、話を事前にしていただければ、もっと障害者に対しても有効利用のできる設置になるんじゃないかなという話がありますので、一言話をしてもらえればと思います。

公民館に対しては、合理的配慮の面からいっても、障害者のお年寄りのためには、スロープ、手すりは公民館の、市に相談したときには、建物内でないとしませんちゅう返答をもらっていたので質問したんですけど、外の階段でもスロープをつくるのには出しますちゅう回答でいいんですかね。このことだけお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 行政区公民館、いわゆる分館のことであるというふうに思いますが、その改修なり、それから修繕につきましては、先ほど市長が申しました補助金の交付条例の中に規定がございます。

御相談の内容は、詳細承りまして、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 何か難しいですね。この前、ちゃんと相談はしたんですよ。また何か違う相談せんといかんとですか。何か違う要件があれば、今お願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 先ほど議員が申しました、室内の部分の捉え方が、係の相談を受けた職員とも聞き取りを行いました。捉え方が若干違っておると思っておりますので、建物と一

体としたものと解釈をし、検討したいというふうに考えます。スロープを建物の中と捉えるのか、一体のものとして捉えるのかの解釈の違いでございます。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） もう一回、出てきます。

次に3番目、河川拡張改修工事について、国道210号線の道の駅より上の国本・大野原間で大雨が降れば冠水をしています。また、その近くに修産業という会社がありますが、その近くに周りの所より低い所に住まわれている所が2軒あります。排水もできにくく困っていると思います。

このままではいけないのではないかと思います、赤尾川から井延川へ流せたら、少し助かるんじゃないかなとも思いもあり、井延川の河川拡張工事の要望と、山北、下組公民館のところにある日永の井堰については、現在は板であけ閉めをしています。

大雨で増水したときには、近くにある電柱と体をロープで縛り、あけようとしていますが、なかなか難しいので、その閉めている板の幅、幅は広いので狭くしたらあけるのではないかという話までしています。

そういうことで自動に開閉できる井堰にできないか、以前より区長さんたちからの要望が出ていたと思います。あけれなくて、現在、こういうふうに床下浸水までしています。

そういうことで、（1）井延川の河川拡張工事及び日永井堰改修工事の計画はどうなっているのかお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま河川拡張改修工事について、井延川の河川拡張工事及び日永井堰改修工事についての御質問をいただきました。

井延川につきましては、国道210号より上流側はうきは市が管理している赤尾川で、平成28年度より2カ年計画で河川整備工事を行っているところであります。

国道210号より下流の井延川につきましては、久留米県土整備事務所の管理河川であります。このうち国道210号から浮羽バイパスの間につきましては、住宅地区内を流れる河川となり、山北五堰の取水堰があります。

久留米県土整備事務所からは、河川の拡張工事の計画は現在ありませんが、今後、河川護岸が崩壊あるいは維持管理上必要な箇所については、補修を行うとの話を伺っております。

今後、崩壊等の危険性が発生した場合、早急に久留米県土整備事務所へ報告を行い、適切に対処いただけるよう対応を図ってまいります。

日永井堰改修工事につきましては、県営事業で実施することで朝倉農林事務所、地元及び市を交えて協議を行っているところであります。

なお、事業を早急に進めるために、平成28年度中に朝倉農林事務所に対して、地元と市から農業農村整備事業調査指導依頼書を提出し、平成29年度において朝倉農林事務所の事業管理計画に乗せる予定で調整を行っております。

ただし、事業管理計画に乗せるためには、事業要望者、地元の方で事業推進協議会を設置するとともに、受益者の80%以上の同意が必要となります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 井延川の拡張工事については、県のほうへ行ってまいりました。市長から要望が出されているということも聞きましたので行ってきました。

最初出ていませんと言っていましたけど、一くくりの中で出ていましたということを知り、いろいろ井延川については反対、バイパスの下の圃場整備のときに一緒にやろうと言ってたんですけど、反対者が出たので、なかなかしないというような意見も出ているということをお知らせしたら、そういうことは言っていないと言っていましたので、お願いしたら、29年度に調査して、徐々には進めますという回答はいただけてきました。

日永井堰については、さっき県の農林事務所のほうがどうこう言っていましたけど、全然話、かみ合っていないと思います。日永の井堰については、自動の開閉のものにかえていただくように市に要望はしていますが、国、県の補助があるので、農林事業の実施に関する協定書に締結してもらわないと、調査するのに2,000万ほどかかるので、金額も予算も出せませんという一方に進みませんでした。

金額は6,000万から1億と大幅な開きがあり、住民の人たちは、あやふやな金額では協定書には締結ができないということで、なかなか市と折り合いがつきませんので、農林事務所のほうを紹介していただき、課長さんと話してきました。

その中で調査をしていただく金額をある程度出していただかないと、1割の負担が住民にはありますから、関係者に。出していただかないと、住民の皆さんは判断ができずに困っていますということをお願いしてきました。課長さんと職員さんもちよっとおりました。その話では29年度に調査をし、金額のほうを出しますという約束までしていただきました。そのことについて、この県農林のほうは、災害にあったことも知らずに、この写真見せたら、ぜひコピーさせてくださいというようなことでしたけど、なかなか進んでいないと思いますけど、そのことは別にして、なぜ市は協定書にこだわって締結しないと見積金額は出せないと言い、一方的に言うのか、そのところをちょっと聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 先ほど、市長のほうも説明しましたように、まず最初に、農林事務所のほうに28年度中に調査をするための同意書を提出するというのが、この中である一定の概算の枠とかの調査をするというようなことを、一番最初のスタートとしております。それに基づいて、その後随時、順調に進めば33年度には工事实施になるかたちで、最速では進むところで現在のところ進めております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 全然違いますね。じゃあ、市長さんと課長さんだけわかって、下はわかっていないんですか。

前区長さんたちの要望が25年ごろからあったと思います。その中で進めるために地域にも説明して、今の流れを説明してくださいということをお願いし、説明してもらいました。その中で締結をしてもらわないと金額は出せませんと、見積もり調査するのに2,000万ほどボーリングをしなければいけないのでされませんと。途中でやめられたら県のほうと国が困りますからということで、地域の人は諦めてこれはだめでしょうということで私に言われたから、私がちょうど長崎かな、視察に行った帰りに寄って、それはだめだから、それなら県のほうに僕が明るる日行ってきますということで県に行った。今言うに調査しながら金額がいくらで、1割でいくらになりますからどうですかという話なら進むと思います。全然話違うと思いますから、市長把握していただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 当初、平成24年の7月の11日に下組のほうからの要望が出ておまして、その際には、現在行おうとしている県営事業ではなく、県単事業で実施をするというようなことで要望が上がってございましたけども、それに順番待ちとか測量に対する費用がかかるというようなことで当初はなっておりましたけども、現在進めておるのは県営事業ですので、その中では調査をするためのスタート時点を29年度からやりたいというようなことで、県営事業をやりたいというようなことで現在進めておるところです。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） その3,000万のは市単独でしょ、これは聞いていました。だから、住民の人は3,000万だから、1割負担で300万、300万も地域じゃなくて地域関係者ですから、バイパスの下の農地の人たちが出すんです。

その300万ならどうかなという考えでしたけど、県のほうになると今度は1億はかかりますよと。今の井堰が斜めですから直にしないといけないから、周りの工事もしないかんとか、いろ

いろ出てきているんです。

その中で6,000万、1億というのがある中で、金額も出ないで1億なら1,000万出さんといかんと。じゃあ関係者は出せないでしよう、もう住民の人はあきらめムードになっています。そこで、これは待たないと仕方ないでしよう、と区長から話があったから、いやいや、こういう板をあげきらないで近隣の人が床下までつかっていますから、今雨が降ったら早くあけんかということで、今言ったように電柱に体縛ってあけたり、努力しているんです。

だから、そういう先に締結してもらわんと進みませんというのは、おかしかないと思いますので、そこのところを聞いている。ただ、いやいやそういうことであれば県と行って、課長なり市長さんなり行って、いやほんなら話してみましようという話になれば、私こういうところには押し出さないで待っているんですけど、職員は頑として動かないんです、いくら言っても。いや協定書に締結してもらわないと出せませんと。今までそういう方法でやってきましたと。だから、前区長さんがその金額は幾らですか、3,000万ぐらい、そうでしょう、1億ぐらいの1割の負担を先に出せますかという話をしているんです。ここであまり言っても返答できないと思いますので、前向きにこれは考えて進めるようにしてください。（「同意書」と呼ぶ者あり）同意書ですよ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今日永井堰工事について御質問をいただいているところでありますが、こちらについては、詳細な今までの経緯とか、朝倉農林事務所とのやりとりなんかを、私自身もしっかり確認して対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今、課長の言うともちょっと違うと思いますので、つけ加えます。調査の同意書じゃありません。県が工事をするならばやってくださいという工事の同意書です。調査の同意書なら簡単でします。そこの勘違いしてるのをちょっとつけ加えて、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、熊懷和明議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、6番、上野恭子議員の発言を許します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 6番、上野恭子です。議長の許可をいただきましたので、質問に入ります。

今回、4つの質問をいたします。1つ目には、幼児の予防接種に対する市のかかわり方について。2つ目、国民健康保険第三者行為について。3つ目、市の活性化のための観光コース設置について。4つ目、医療的ケア児の体制について。4つの質問をいたします。

それではさっそく1つ目から入ります。幼児の予防接種に対する市のかかわり方について。将来を担う子供たちの、健康な成長はとても重要と考えますが、子育て支援にもつながる予防接種に対する市のかかわり方について、どのように考えているかということです。

新生児がうきは市では、25年245人、26年229人、27年239人、ことしはまだ最終人員が出ておりませんが、約平均237人ほど生まれております。

先ほど、熊懐議員の子育て支援の中で、子育て支援の補助として、医療費は約6,200万ほど、充実した医療費をとっているということでありましたけれども、もう一つ頑張ってくださいという思いで質問をいたします。

予防接種については、発展途上国では十分な接種がされず、死亡率が多いということでありま。また、日本においては、子供は社会で育てていく義務があるという考えでございます。また、3つ目には、生まれた時から平等に予防する必要があると思うわけです。4つ目には、大きな子育て支援であります。こういうことを考え合わせながら、市のかかわり方についてどのように考えるか質問をいたします。

また、2つ目には、ロタウイルス感染症、急性胃腸炎の重症化を防ぐためのワクチン接種が、現在約5割程度おりますが、任意のため料金が非常に高こうございます。費用負担の支援ができないかということです。

1973年に見つかった鎖型のウイルスであります。鎖状になったウイルスです。日本では毎年80万人が外来にいられており、約1割の8万人が入院をしております。初感染時には重症化することが知られており、体から水分、塩分がなくなり死亡することもあります。2日間程度潜伏期間がありまして、四、五日ほど強い嘔吐、下痢があり、非常に体が弱るわけでありま。発展途上国では死亡することも多く、乳幼児の感染症であるということでありま。

まず、自己負担が高く、2万から3万いたします。40人に1人が重症化、年間20名弱死亡しているということです。これはおたふくかぜ、水疱瘡より、より重症化の病気でありま。重症合併症があり、急性脳症なども起こします。嘔吐、下痢、脱水、6カ月以内にワクチンを飲むということが大変重要とされますが、1価生ワクチン、5価生ワクチンで、2回、3回の接種がありますが、合計2万から3万いたします。ノロウイルスに似ておるようにはありますけれども、またノロウイルスとはちょっと違ったウイルス性であります。こういうことで補助をいただきたい、先駆け支援はできないかということです。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、幼児への予防接種について、大きく2点の御質問いただきました。



1点目が、予防接種に対する市のかかわりについての御質問であります。現在、うきは市では、子育て支援の一環としまして、インフルエンザの予防接種に対して助成を実施しております。

先ほど熊懷議員の質問にもお答えしたとおりであります。具体的には、平成27年度におきましては、生後6カ月から就学前の乳幼児に対しまして、一人一回当たり1,000円を2回助成をいたしました。そして、平成28年度につきましては、助成対象を生後6カ月から中学生までに拡充するとともに、助成額を一人当たり2,000円に増額をしております。

福岡県内の市町村の状況を見ましても、インフルエンザの予防接種に対する助成を実施していない市町村がまだ多く見受けられるのが現状でありますので、そのような観点から見れば、予防接種に対するうきは市の支援は充実しているものと考えております。

なお、流行性耳下腺炎、通称おたふくかぜワクチンやロタウイルスワクチンの接種につきましては、現在任意接種となっておりますが、平成28年4月に開催された福岡県市長会総会におきましては、早急に定期接種化されるよう要望事項として上げているところであります。

市としましても、子育て支援に係る施策の中でも、予防接種に対する市の取り組みは、重要なものと考えているところであります。

2点目の、ロタウイルスワクチンの接種費用の支援についての御質問であります。ロタウイルスワクチンの接種につきましては、現在、2回の接種を要するワクチンと3回の接種を要するワクチンの2種類があります。いずれも3万円前後の高い接種料金であることから、議員御指摘のとおり接種を控えている方もいらっしゃると思われれます。

福岡県内の状況であります。平成28年11月現在、ロタウイルスワクチンへの接種への助成を実施している市町村は見られない状況であります。また、全国の動向であります。厚生労働省の調査によりますと、平成27年6月1日現在で、221市区町村において実施中または実施に向けて検討中という結果が出ております。

先の答弁と重複いたしますが、平成28年4月に開催された福岡県市長会総会におきまして、ロタウイルスのワクチンについて、早急に定期接種化されるよう要望事項として上げているところであります。

今後、国の定期接種化に向けた動きや、周辺市町村の状況を踏まえた上で、対応のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。このロタウイルスです、本当に小っちゃい、生まれた、このくらいの赤ちゃんがなるわけです。それで、これは強く要望したいと思います。本当にこのウイルスに感染すれば、親も心配でなりませんし、仕事は手につきませんし、大変小さい子供さんになるということから、きょうはお願い、要望をするわけでございます。5歳ぐらいまで

に少なくとも1回はかかります。それから、罹患率が高く、非常に感染していくわけです。ほとんどの子供が感染をいたします。それから、冬の2月から3月に大流行をいたします。重症化を防ぐためにぜひお願いをしたいと思いますが、命にかかわることでもありますし、まず、若い親御さんが2万から3万のお金がかかるということは、非常に経済的負担で、ひどい病気であるということはわかっておりますけれども、してあげられないというのが現状でございます。

やはり、こう言ったらあれですけども、経済的にゆとりのあるところの子供さんは接種できる。ゆとりがなければできない。また、今人口増加に対して非常に力を入れておりますけれども、2人、3人と子供を持っているところの御家庭になりますと、非常に負担があるわけです。このロタだけの費用じゃなくて、そのほかもろもろ眼医者、耳鼻科、いろいろやはり行くわけです。だから受けきれない、こうなるわけです。

それで、県の市長会のほうでも要望していただいているということでもありますけれども、うきは市で率先してこのロタの補助を出していただく分には、うきは市の市民の方、怒りもしませんし、本当に子供に対しての大変な子育て支援ということで、人口増にもつながると思います。若い方はこういうのをよく見てあります。保育所代が安いとか、子供の予防接種、それから医療費の軽減、こういうことは常に見ております。それで、そうであればうきは市に住もうかな、朝倉に住もうかな、久留米に住もうかなという感じで常に見ておりますし、本当に命にかかわることでもありますので、ぜひぜひ強く要望いたします。

県のほうの市長会のほうで通って要望が行けばいいと思いますけれども、こういう大事な予防接種は、市独自でも先駆けてお願いしたいという思いでありますけれども、先ほどの6,200万を聞けば、本当に私もこの質問状で市のほうも非常に考えていただいているなと思いますけれども、抵抗力の赤ちゃんに対する支援として検討をしていただきたい。検討はしないことに入るかもわかりませんが、前向きな答弁をいただいて次に進みたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 今、強い御要望がございましたので、その辺につきましては、先ほども市長の答弁でありましたとおり、福岡県市長会総会においても定期接種化に向けて要望が出されておりますし、実際B型肝炎につきましても、福岡県市長会総会のほうで要望を出して、それで28年の10月から定期接種化されておりますので、そういった経緯もございますので、そういった動向、それから周辺市町村、現在、福岡県ではまだ実施しているところがございませんので、そういったところも見据えて前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、次に移りますが、近隣がやっていなくても、市が率先してやっていただくということも私たちは期待をしております。ぜひ、命にかかわることは重要な問題でありますので、考えていただきたいと思います。

それでは次に移ります。2番、国民健康保険第三者行為についてでございます。

国民健康保険第三者行為については、国民健康保険法に伴い、厚生労働省より指導が多分あっていると思います。レセプト点検や調査を十分に行っているかということですが、交通事故等では病院の治療費は本来加害者が負担をいたします。保険を使って治療を受けることができる治療費は、国保が一時立てかえをして、後日加害者に立てかえを請求となります。加害者側の請求を行うためには、被害者側から被害届を出す必要があります。国保を使う時には必ず健康保険課、国保年金係に届け出をしますが、きょうの質問は取れるところからきちっと取っておりますかという質問でございます。

私たち厚生文教では、国民健康保険が毎年一般会計より繰入金があり、本当に今から高齢化にも伴い高額になるのではなかろうかということで、医師会といつも懇談を行い、ジェネリックの薬品を使ってください、どうにか国保を維持できるようにということで懇談をいたしております。この第三者行為をきちっと点検をしていないと、長い間には大変な金額になるのではないだろうかという思いから、きょうは一般質問をいたしました。

この第三者行為、国民健康保険制度は、被保険者自身の原因によるけが、病気を担保するためにつくられた制度であるため、原因をつくった第三者の分まで担保する必要はございません。また、厳密に言いますと夫婦間や家族間の行為でけがをしても第三者行為となるわけです。もちろん、犬がかみついたとか、暴力事件、食中毒なんかも第三者行為に入ります。

医療機関より提出された傷病名により、被保険者へ原因調査を行うわけですが、これは国保第66条に書かれております。また、医療機関にはレセプト「10第三」を表示するように厚生労働省より指導あっていると思います。第三者行為による治療を行った際、保険者へ傷病届を行うよう指導している医療機関もありますが、徹底されていない医療機関もあると私は思っております。また、交通事故等によりますと任意保険のほうの方なんかは、国保とそれから強制保険のほうでやってくださいというようなふうに言われる保険屋さんもいるのではないかと思っております。

こういふことで、国保というのは誰のために使うのかということをよく市民の方も理解していらっしゃる部分があるのではなかろうかと思ひ質問いたしました。今から国保料も大変緊迫してまいりますので、きちっと出せる人に出す、何にでもかんにでも使うのでなくて、出せる人から出す。そして立てかえ分は取れる人からきちっと返していただく、このことをやっていかないと大変なことになるのではなかろうかと思っておりますが、第三者行為というのは、被保険者

が応じない第三者の……、これでちょっと切ります。そういうことでの質問でございます。1回目終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険第三者行為について、医療費のレセプト点検や調査についての御質問をいただきました。

自動車事故や犯罪被害等により、第三者から傷病を受けたケースで国保を利用した場合、保険者である市町村国保は給付した医療費を第三者へ損害賠償請求を行わなければなりません。

しかしながら、病院等の医療事務や市町村国保の求償事務が統一されておらず、請求が滞るなどの問題があり、厚生労働省国民健康保険課長通知、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」により、一層の取組強化を図るため、具体的な取組が求められたところであります。

特に、自動車事故の事案が全体の9割を超えるため、第三者行為による求償事務の取組強化の一環として平成28年3月保険者である市町村国保は、損害保険団体と交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書を締結し、自動車事故による被害者に対する補償として、任意保険が使用される事案については、被保険者が治療のため国民健康保険等を利用する場合、損害保険会社は傷病届の作成を無償で行うとともに、国民健康保険の利用を開始してから原則1カ月以内に保険者である市町村国保に届け出をすることになっております。

この覚書により、被保険者の傷病届での遅延が大きく改善をされております。また、病院等の医療機関におきましても、レセプトに第三者行為の記載欄を設けて受付時に確認を求めるなど、連携体制を図っております。

御指摘の第三者行為事案のレセプト点検や調査につきましては、豊富な経験と専門的な知識を要しますので、福岡県国民健康保険団体連合会に求償事務を委託して、委任による損害賠償請求を行使するなどの取組強化を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。厚労省よりも指導が大変あっているというようなことも聞いております。まず、国民健康保険団体連合会のほうにお尋ね等もやってみましたが、保険者への傷病届提出については、被保険者へ周知徹底がなされていないため、各保険者は状況の把握はできるものの、傷病届提出までの時間を要し、また提出がないため、福岡県国民健康保険連合会へ求償委任が行われていない事案も発生しているのではないだろうかというようなことも聞き及んでおります。

求償届というのは調べてみましたらうきは市の場合、平成23年が10件、534万ほど、24年が18件で400万程度、25年が10件で426万程度、26年が17件で880万程

度、27年が10件で330万程度、28年は4件で680万、いろんな事故によつての金額の相違であると思いますが、合計すると3,000万から上になります。こういうふうになっているようです。

それから、第三者の場合は、調査に応じなければ国民健康保険法の63条で給付制限を行うことも検討することができるというようなことも定められております。もちろん、職場での労災事故は労災のほうからということになっておりますが、国民健康保険は誰のための保険か、それとけがをしたり、何かの事故にあつて負傷した場合は、自分の保険から出すというような、被保険者の方の理解がまだいってない部分もあるのではなからうかと思つたので、任意保険の保険会社、それから医療機関、それから被保険者の方に、わかりやすい周知をしなければいけないのではなからうかという思いであります、そこら辺はどうでありますでしょうか。答弁をよろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議員の御指摘の傷病届でございます。おっしゃるとおり、事故で警察の関与等があれば、病院のほうでも明らかに事故とわかるわけでございますが、なかなか示談等で個人的に病院にかかった場合に、レセプト、診療報酬で事故等と思われるものについては、レセプト点検で問い合わせをするような指示も出てくるわけでございますが、やはり病状によってはなかなかわかりにくいというのも御指摘のとおりでございます。おっしゃるとおり、被保険者の認識が一番大事だろつと思つたので、この点に関しましては、広報等で周知を図つてまいりたいと思つた。

それから、先ほど被害事件で、夫婦間という御質問がございましたが、夫婦間もいろいろ形態ございますけども、生計同一の場合は被害者と加害者の請求者が生計が同一でございますので、これについては第三者行為の求償事務から除外となりますので申し添えます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ぜひ、私は、きょうは自分も知識が薄い部分もあつたかと思つたものですから、一般市民の方、自分も含めて一般市民ですけれども、もっとこの保険に対しての知識、こういうものを充実させないと、今後保険代というのは非常にかかると思つたんです、何もかにもこれから取るということは、そこを心配して申し上げたわけなんです。医師会と懇談をしても、なかなか削減につながる案がなくて、だから保険の方、それから医療機関の方にも十分周知をしていただいて、こういうときに国民健康保険を使いますということを、ぜひお願ひをした

いと思って、きょうはこの壇上に立ちました。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは次に移ります。市の活性化のための観光コース設置についてです。

うきは市の財源確保のためには、活性化のためには観光コースを生かすということも多分大きく入っていると思いますが、これも答弁の中に入れていただきたいと思います。非常にいろいろなものが浮羽まるごと博物館でありますので、非常に財を生むものになると思いますが、今は箱づくりから事づくりの時代でございます。

そして、これを活性化するためには、私は常に人の行動を変化させることが一番活性化になると思っております。外部から来た方が行動、流れを変化させる、このことが活性化につながると思っておりますので、このことに関しての一般質問をいたします。

集客活性化のために、浮羽まるごと博物館、温泉、自然、特産品、文化財、神社、仏閣等々をセットで組み合わせ、いろいろな観光コース、仮称ではありますがレインボーコースを設置し、アピールしたらどうかということでもあります。

いつも「おひなさまめぐり」、「美術館めぐり」のときには、私は自宅から出て県道、国道沿いにちょっと立ってみます。いつも来ますという方がいっぱいパンフレットを持ってウロウロされてありますけれども、ちょっとこういうところ、ああいうところを御紹介すると、「何回も来ますけど、全く知りません」がほとんどです。それで、今回八女香春線も開通するようになりますし、フルーツ王国でお互い交流するわけです。また、筑後川温泉の入り口も昭和橋から入り口きれいになりました。それと、うきはのフルーツロードからこう入ってくる分、210号線から入ってくる分、いろいろありますので、人の流れを変えながら活性化をしたらどうかということでもあります。

活性化をするには、人の行動を変化させるということが一番の大事であります。季節に応じた観光コースを紹介していくというのも大変重要だと思います。寒い時期にセラピーを案内してもこれは難しい話です。そして、隅々まで紹介するためには、セットにして紹介をすることが非常に大事だと思っております。こういうことを思いながらの質問ですが、1のコースをつくって紹介をしたらどうかということ、それをすると人の流れも変わります。うきは市をいろいろなところ御紹介されますという質問ですが、いかがでしょうか。1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市の活性化のための観光コース設置について、浮羽まるごと博物館と連携した観光コースの設定についての御提案をいただきました。

議員も御存じのとおり、うきは市内には自然、環境、産業や歴史資産を初めとした多くの地域資源がございます。浮羽まるごと博物館協議会では、地域、大学、民間企業、市などと連携し、それらの地域資源を改めて掘り起こし、その成果を「うきはの葉」としてリーフレットにして配

布をしております。さらに講演会を開催し、市民の皆様にも取り組みの内容について紹介をしているところであります。

議員御提案の浮羽まるごと博物館と連携した観光コースの設定につきましては、地域資源の情報発信を初め、積極的に推進してまいりたいと考えておりますが、市では観光客の増加を図るとともに、できるだけ長くうきはに滞在していただくような取り組みが必要と考えております。

本年1月からはスマートフォンを使った観光アプリ「おさんぽうきは」の本格運用を開始しました。このアプリには市内の泊まる、食べる、体験、観光、買い物などの店舗等の情報のほかに、小学生が考えた観光おすすめコースの情報も掲載しております。また、3月1日からは食事やお土産、体験メニューなどを盛り込んだ「うきはおいしいクーポン」の販売を始めており、このことについてはきょうの新聞にも報道されているところでありますが、域内の経済活性化につながるよう取り組んでいるところであります。

さらに、今後は観光協会や地域総合商社でのレンタルサイクルを充実させ、新たなサイクリングコースの提案も行ってまいりたいと考えております。御提案の観光コースの設定を初めとして、今後も自然や景観、フルーツ、白壁、歴史など市の観光資源を盛り込みながら、インターネットを初めとして、多くの媒体を活用しながら、観光PRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。非常にすばらしい館の活用も考えていく、サイクル、自転車等も足として考えながら活性化をしていくというようなことで、非常に前向きに考えてあるので、よかったなと思っておりますが、まず、観光をするに当たって、せっかく質問をしましたので、よかったらここは紹介できたけど、ここは紹介があまり薄いというようなふうにならないように、観光の人がいっぱいしおりに持ってうろうろされてあるんです。それけど、よく内容はわからないという部分がありますので、あまりわかりやすいような、そういう案内にさせていただいたらいいのではなからうかと思えます。そういうところを考えあわせながら、先ほどから言いましたような人の流れを変えるやり方で、ぜひお願いしたいと思えます。

そして、温泉がせっかくありますので、日帰り、一泊コースなどをして、その中にスポーツマラニック等も入れていただいたら、福岡はしっかりと歩く、走るが盛んなところでありますので、活気づくかなとも思っております。市長から答弁もいただきました。非常に私以上の考えでやられておるようでありますので、このことについてはこれで終わらせていただきます。

それでは、次、医療的ケア児の体制についての質問をいたします。

市内小学校に医療的ケア児はいるのでしょうか。いるとすれば、子供の安心と保護者の負担軽減を考え、看護師配置はできないかということです。また、今後の考えを伺います。

ことしから文部科学省が、医療的ケア児のことについて、補助金を出すとかどうとかというよ

うなちょっと耳にしたんですが、そういうことも考え合わせながら、1回目の質問を終わりますので、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 4点目の医療的ケア児童の体制についてでございますが、医療的ケア児童に対する看護師配置と今後の考えについての御質問でございますが、現在、うきは市内の学校には医療的ケアが必要な児童生徒が1名在籍しています。

なお、当該児童生徒に対する対応につきましては、協議等を踏まえ、保護者が行っております。今後、小中学校等において医療的ケアを拡充する場合には、学校と保護者との連携協力を前提に、看護師等を配置または活用するなど、看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制づくりが重要になります。そのためには医療的ケアのできる看護師等の人材確保も必要であり、財政的にもかなりの負担が予想されますので、今後体制整備も含めて検討をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。私も医療的ケア児の子供さん1人いるということはお聞きしました。そして、保護者の方が時間時間に学校におい出ているということで、少し心を痛めた次第でございます。

それで、政府のほうではインクルーシブ教育、障害のある子供さんも普通の子供さんも一緒に教育を支援していきましようというような、そういうことも考え合わせるようなことを政府のほうでもいってあるようにちょっと記憶をしたわけでございます。

それで、学校における医療的ケアの実施、こういうことも考えているというようなことでありましたので、もし国のほうからそういう手厚い保護があれば早速にでもやっていただきたい。

そして、まず今医療的ケア児である子供さんに対して、尿を取られる子供さんですから、そんな何時間も放っておくわけにはいけないと思いますし、親御さんも縛りにあった感じで、病気がされないということであると思いますので、今いる子供さんに対して、退職後の看護婦さんとか、そういう方もいらっしゃると思いますから、半日でもケアに当たっていただける配慮ができればという思いできょうはここに立っております。そこいら辺はいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません。個別案件で、非常に個人情報にかかわりますので、答弁のほう少し（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）考えさせていただきますが、議員おっしゃられたような点につきまして、保護者と十分協議をさせていただいております。

言われるところは確かにいろいろニーズのある子供に対して、将来の自立と社会参加を見据え



て、その時々どういう指導が提供できるかというのは、問われているところでございます。

同時に、県が出しました合理的配慮にかかわる文書につきましては、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した、または過度の負担を課さないものと、こういうふうな定義もございます。そういったもろもろを勘案しながら、就学指導委員会といたしますか、名称変更で教育支援委員会になるかと思いますが、そういったところで保護者の方とも十分御相談してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。今後のこともあります。今は日ごろ遊んでいる子供たちと同じ学校に行きたいという希望もたくさん出ていると思いますので、今後のことも勘案しながらの質問ではございます。よく保護者の方とも今後話し合っていていただいて、ぜひ楽しく学校に来れるようなことを考えていただきたいと思っております。

4つスムーズにいきましたので、ちょっと早いですがけれども、全体的に検討していただき、進めていただきたいと思えます。これで終わります。ちょっと早うございますけど、ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は10時45分より再開します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

.....

## 日程第2. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、議案質疑を行います。

これから、議案提案がありますけれども、付託事項になりますので、できるだけ所管以外の方で質問をお願いしたいと思います。

最初に、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課長の田籠でございます。議案書12ページをお開きください。

議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため「辺地総合整備計画」を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

事前にお配りしておりました辺地総合整備計画書により説明をいたします。

昨年の3月議会におきまして、平成28年度から平成31年度までの4カ年間の辺地総合整備計画を承認いただいているところでございますが、今回、その計画の変更を行うものです。

変更理由といたしましては、辺地債を活用し事業を行う場合は、辺地総合整備計画書に上がっていることが条件となることにより変更を行うものです。

それでは、今回の変更点でございますが、辺地総合整備計画書の1ページをお開きください。

妹川辺地でございますが、調音の滝公園施設整備事業を新たに上げております。事業概要につきましては、調音の滝公園内のそうめん流しを提供する施設の更新及び周辺整備を行うものです。上段括弧書きが変更前の金額、下段が変更後の金額となっております。

次に、2ページの新川辺地でございます。真ん中の段になります。林道姫治線の工事実施に伴う用地買収、測量登記に係る事業費の増額変更を行っております。また、新規で林道吉の本線の改良舗装工事を追加しております。

ここで1つ訂正をさせていただきたいと思いますが、林道吉の本線の特定財源520万でございますが、その上に上段括弧書きでゼロをお願いしたいと思っております。大変申しわけございません。

続きまして、3ページの田籠辺地でございますが、こちらにつきましては、変更はあっておりません。

次に、4ページの小塩辺地では、新たに宮上地区簡易給水施設の整備事業を上げております。これまで、宮上地区を横断する県道山北日田線の道路改良工事に関係して、老朽化しておりました水道管や給水施設のつけかえ工事を行ってきておりますが、今回、水道管布設から40年以上が経過し、耐用年数を迎えていることから、県道工事に関係しない全ての老朽化した水道管を更新するものです。

変更は以上でございますが、今回の変更となります事業につきましては、平成29年度当初予算に計上を行っているところでございます。

以上で、辺地に係る総合整備計画の変更についての説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号うきは市道路線の廃止についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書13ページでございます。

議案第18号うきは市道路線の廃止についてでございます。議案の朗読は省略いたします。次ページをお願いいたします。

今回、市道の廃止認定ということで4路線上げております。

廃止路線1、その他、路線番号1306、路線名、牟田・下園線。次は、その他、1308、六反田・寺田線。3路線目が1309、二ノ上・下冠線。4路線目が1310、二ノ上線でございます。お手元に路線廃止の資料を上げております。

今回、市道の廃止につきましては、久留米うきは地区鷹取工業団地内にあります道路の市道の廃止計画でございます。

附属資料のほうで路線を1、2、3、4打っておりますが、1番につきましては、今回の工場団地内の中で、起点終点全路線が廃止を伴いますもの。それから、2番、3番、4番につきましては、起点部分がこの工場団地内にありまして、終点が工場団地地区外にあるというところで、この3路線につきましては、廃止認定を行いまして、改めて起点の変更に伴います路線の認定を行うというような計画でございます。今回の廃止認定につきましては、この4路線の廃止認定を議案としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 大体場所はわかりますけど、今度の新産業工業団地です、そこの中の以外のところ、対象地域外のところが部分的にあるんですけど、新産業工業団地の中の横断です。東西に走るところとか、その辺の計画はまだできてないんですか。今回にはこれ全然条例改正にはなっていないんですけど、意味わかりますかね。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。今回、路線廃止するエリアにつきましては、工場団地の敷地内でございます。今、御質問にありますのは、この工場団地に隣接する市道のことだと思います。工場団地をしますと、開発行為によりまして、隣接の道路の拡幅が条件になってくると思います。当然、この工場団地、図面でいきますと上下になりますけど、東側のほう、それから西側のほうの既存の市道につきましては、開発行為要綱に基づきまして歩道付きの道路計画がされるというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） わかりました。もう一つ、新工業団地、ブランド課の担当かな、

でやっているかと思うんですけど、地権者も吉井のほうは、うきは市のほうは全部完了ということで、工事着工になるという話ですよ、2月なり3月まで。実際は4月だと思うんですけど、その新工業団地のレイアウトというんですか、進出企業によつての面積の云々があるかと思うんですけど、その辺の大体のプランニングはできているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど、平面計画です。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） うきは市側の新工業団地の街区ということかと思いますが、ある程度の計画は県のほうでできておまして、それに基づきまして今設計等も終わらせて、入札に向けての準備が行われているとこと認識しております。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） その計画の概略図、プランニングができていたら、その開示はいつできるんですか。着工、要は発注するときには、すでに決定した図面だと思うんです。だから、今こういうふうなことで幹線道路がこういうふうになると、こういうふうになって久大線の踏切のところのぐあいとか、それから富永工業団地に対する道のアクセスのどういうふうになっているかという、その辺のところの概略図面かな、平面図はいつ開示できるんですか。

発注時には当然わかると思いますけど、今プランニングで実施設計を図っている途中かなと思いますけど、事前にどういうふうになるかというところを開示できるかどうかです。ちょっと地元からもどういうふうになるんだろうかと、将来的にどうなるんかというアウトラインでも見られないのかなということが問い合わせが来てますから、いつごろにそれを見せていただけるように公示できるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） ただいまの件につきましては、県のほうと協議をさせていただきまして、できる時期になりましたら地元のほうにもまたお知らせしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号うきは市道路線の認定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の15ページでございます。議案第19号うきは市道路線の認定について、議案の朗読は省略いたします。次ページをお願いいたします。

これにつきましては、先ほど18号と関連をいたします。新たな路線の認定というところで

3路線の認定を議案としております。

第1路線名が1306、牟田・下園線。2つ目が1308、六反田・寺田線。3本目が1309、二ノ上・下冠線でございます。

お手元の資料をつけております廃止路線に伴いまして、新たに起点が変わる部分ということで、3路線が新たな市道というところで、今回の議案になっておるところでございます。

なお、またこの工場団地につきまして、最終的な整備が終わりますと、新たな市道の認定等もまた出てくるかというふうに思っております。今回はこの工場団地の工事に伴います地区内の市道の廃止を行いまして、新たな起点の変更に伴います残存部分の、市道の認定のお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号財産の処分についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第21号財産の処分でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

物件といたしましては、記以下に記載しております売却する物件、土地、所在地、うきは市浮羽町山北字尾上621番地1外15筆でございます。総面積が5971.71平米でございます。売却価格が2,567万8,353円でございます。契約の相手方は福岡県福岡市東区名島3丁目24番10号、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所、事務所長安部勝也様でございます。

物件の詳細につきましては、次のページに掲載をいたしております。

附則の説明をさせていただきます。物件につきましては、現在の道の駅うきはの西側部分でございます。合併前の浮羽町が道の駅うきはの第2工期分として土地開発基金で先行取得した物件でございます。

昨年度、平成27年度にその一部を国土交通省に買い上げていただきましたが、今回はその残りの部分で、国道沿いの部分と一部農道として使用されている部分を除いて国土交通省に売却するものでございます。

売却単価は1平米当たり4,300円でございます。これは27年度の売却単価と同額でございます。売却後は国土交通省におきまして、重点道の駅に指定されました道の駅うきはの拡張用地として整備する予定でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、確認のために質問します。購入価格と売却価格をよかったら教えていただきたいと。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 購入価格につきましては、全体が1万3,298平米ございました。そしてその中に地目が宅地の部分、あるいは山林の部分、あるいは農地の部分と分かれておりました。今回の部分は主に農地の部分でございます。その部分の土地代につきましては、トータルで面積が1万2,406平米になりますけれども、その部分が4,324万500円で購入をいたしております。このときの購入単価が所々の決済金とか立木補償を含めまして、1平米当たり4,246円で購入をいたしております。今回4,300円で売却するというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。大変有利な売却、有利というかある程度ですね。わかりました、ありがとうございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号うきは市自転車駐車場条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 議案書21ページをお開きください。

議案第23号うきは市自転車駐車場条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略します。22ページをお願いいたします。

今回のうきは市自転車駐車場条例でございますが、市内JR駅自転車駐車場内に放置されたままになっております自転車がふえてきたことで、通勤、通学者等の駐車場利用者の妨げとなっていることで、また駅的美観を損なう状況となっており、それらを解消していくことを目的に条例を制定するものです。

条文に沿って説明をさせていただきます。

第1条でございますが、条例の設置目的をうたっております。

第2条は、対象とする駐車場を定めておりますが、24ページに別表がございます。そちらに

今回対象となります駐車場、JR筑後吉井駅、JRうきは駅、JR筑後大石駅の3自転車駐車場を対象とするものでございます。

第3条は、駐車場を利用できる車両を定めており、道路交通法で規定する原動機付自転車及び自転車としております。

第4条は、駐車場を終日利用できること。

第5条では、使用料は無料とすることを定めております。

第6条でございます。駐車場利用にあたってのルールを第1号から第7号まで定めておりますが、第1号におきましては、長期間にわたる自転車を放置する行為の制限を上げているところがございます。

続きまして、第7条第1項には、放置されていると認められる自転車や自転車として機能が損なわれている自転車の引き取りを指導することを定めております。具体的には、放置されました自転車に警告書を張り、引き取りを促すこととしております。

第2項では、指導にもかかわらず引き取りがない自転車については、駐車場から撤去し、保管することができることとしております。

続きまして、第8条第1項でございます。第8条では保管した放置自転車の取り扱いを定めておりますが、まず第1項では、放置自転車を保管した場合は、その旨を告示すること、また、所有者が判明する保管した放置自転車については、引き取りを通知することとしております。

第2項では、関係行政機関への協力依頼でございますが、防犯登録があれば警察へ照会を行いながら保管した放置自転車の返還に努めていくこととしております。

続きまして、第3項でございます。告示から6月を経過しても保管した放置自転車を返還できない場合は、処分できることとしております。

第9条第1項は、保管した放置自転車を所有者に返還する場合は、撤去、保管に要した費用を徴収することができること。第2項では、徴収する費用は、自転車は1,000円に消費税相当額を加算した額、原動機付自転車につきましては1,500円に消費税相当額を加算した額としております。

第10条は、自転車駐車場内での市の免責規定を、第11条では、利用者が駐車場施設等に損害を与えたときの損害賠償について定めております。

第12条は委任規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この3カ所あるようになっていますが、各駐車場の面積と収容

台数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 申しわけございません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この駐車場は無料ですよ。そういうことで、要は収益はないわけですが、有料じゃないから。じゃあこれに関して条例が決まれば撤収費用が発生するということですね、支出金だけが。

それで僕は台数聞いたのは、吉井で何台、例えば100台か200台かわかりませんが、その中のどれぐらいを撤収する予定であるのかというシミュレーションがあるならと思ったから、大石駅の台数とうきは駅の前の台数はどれぐらいだと。大体どれぐらいが、予想ですけど、なるんじゃないかということになれば、撤収費がこれぐらいかかるんじゃないかと、毎年、いうことを考えて条例をして、この単価1,000円、1,500円を決めたかというのを聞いたかったです。

それはいいですけど、台数がわからんならどうもならんからいいですけど、そういうことも考えて条例をする単価を決めるのが1,000円、1,500円の根拠なんだということになるわけです。だから、その辺のところも考えた条例をきちっとやっていただく根拠です、それをお聞きしたかったですけど。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 収容台数については、把握してなくて申しわけございません。今回、徴収する費用につきましては、近隣の市の状況を調べております。その中で最も適切だろうという小郡市の金額に合わせております。ただ、この金額につきましては、それが費用相当額かというような裏づけというのはございません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねしますが、どこかに入っているなら申しわけないですけど、第3条関連ですけども、防犯登録は入っていることを条件にしているのか、そこから辺お聞きしたかったですけども、利用される車両の種類に関連であります。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 駐車場の利用につきましては、防犯登録をしている自転車に限っているようなことはございません。（「ない」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。



○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 先ほど、防犯登録でどうのこうのというのが入っていましたので、それをある程度呼びかけるときには、防犯登録はやはりされているほうが良いと思いますので、機会があればそういう条件でなくて、登録されてなきゃ受け付けませんじゃないけれども、可能な限り防犯登録には加入してくださいと。そうすればその後のいろんな処置が大変やりやすくなると思いますので、申し上げたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 直接駐車場の利用には関係ないかもしれませんが、市内の自転車販売しているようなところにも防犯登録をするように働きかけを行っていきたくと思います。

○議長（櫛川 正男君） 12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） この条例、提案していただいて本当にありがたいと思います。毎月の補導とか、毎月17日あつてるいいなキャンペーン等でお世話いただいている地域の方とか関係者が本当に喜んでいただけるだろうと思っております。感謝申し上げます。

そんな中でちょっとお尋ねしますが、8条の2項で関係行政機関というのは、恐らく警察ということであろうと思いますが、そのほかの機関があるのかどうか。この警察を入れておくということで、防犯登録が解除できますので、これは必ず必要だと思いますけれども、そのほかの機関があるのかどうかということ。

それから、先ほど出ましたが、1,000円と1,500円の積算根拠を聞いたかったんですが、小郡に合わせたということですので、それはそれで状態を見ていただけるその後の変更になるのかなと思いますけれども、ただ費用だけではなくて、やはりこれを今度は活用するということが今後は考えていただきたいというふうに思います。

きょう、一般質問の中でも、市長は、自転車を利用した観光とかというようなこともお話になっておられましたけれども、防犯登録が解除になれば、市に財産権が移るということで、市が処分したりいろいろできます。

あるところによると、自転車屋さんとかそこら辺に下取りしてもらって、それを整備して5,000円で売ったり、3,000円で売ったりというようなこともあっているようです。

そういったことで、活用もできるし、また地域によっては自転車の市内観光といいますか、そういったことに貸自転車として利用されているところもあるようですので、この条例生かしたいいろんな活用法を、今後考えていただきたいというふうに思いますが、そこまで考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、他の行政機関等でございますけど、警察以外に想定されますのは、高校とか中学の学校かと考えております。自転車によく鑑札とかがついておりますので、そういう鑑札番号をもとに、所有者を調べることも可能かと思っておりますので、警察以外にも学校関係のほうにも協力依頼をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、費用についてでございますが、小郡市のほうの金額をうきは市は使わせてもらったということで答弁させていただきました。あまり高くなった場合については、反対に引き取りとかそういう部分についての阻害になることも考えられますので、なるべく引き取りに対するハードルは低くして、引き取りを促していきたいということで、小郡市が一番安かったというのもあるんですけど、そういうところで定めさせていただいております。

続きまして、活用でございますけど、今回条例を制定させていただきます。この条例ができれば、いろんな処分等の関係ができるようになるかと思っておりますので、その処分の中でその次の活用についても検討させていただきたいと思っております。

以上です。（「お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに、11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 引き取りの費用とかそういったものについてはこれでいいかなと思います。

ただ、7条の引き取りの指導をしたにもかかわらず云々と、保管をするということ書いてありますけど、指導して何日以内に引き取りがなかった場合はまた保管をするという、そこいらの期間的な規定がないかなと思います。

それと、保管した旨を告示とありますけれども、告示はいわゆる市役所前の掲示板に告示をすることなのか、あるいは防犯登録によって持ち主もわかりますので、直接持ち主にお知らせ、手紙なりはがきなりでお知らせをするのが告示なのか、その告示という規程について正確に教えてもらいたいということ。

それと、告示の日から6月を経過してもとありますけれども、あまりにも告示から6カ月というのはちょっと長すぎるんじゃないかなと。告示をして、いろんな防災無線でお知らせをするとか、広報でお知らせをするとか、さまざまな手段があると思いますんで、それで十分な周知を図った上であれば、せめて3カ月以内ぐらいに処分もできるようにしたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、7条の1項です、指導でございます。指導につきましては、放置されている自転車に警告書ということで張らせていただきたいと思います。約1週間張らせていただいて、引き取りがない場合につきましては、保管をするような手続

に入っていきたいというふうに考えております。

それと、告示の場所でございますけど、告示につきましては、市役所前の掲示板及び駐輪場のほうにも告示をさせていただきたいと思っておりますけど、具体的には個人様のほうにやるのではなくて、台数とかいろんな情報とかを上げまして告示をするところで考えております。

それと、告示の期間でございます。6カ月は長いんじゃないかという御指摘でございますけど、警察等への問い合わせ等の期間も考えておまして、ちょっと長いと感ずるかもしれませんが、6カ月でさせていただいたような経過でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 今の答弁だと、個人には連絡しないということですか。その辺ちょっと確認のため。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） まだ告示の段階では誰が所有しているというのが、ちょっとわからないような状況になっております。告示をして、警察とかに防犯登録の番号とかで調べて、その情報を警察からいただきまして、それをもとに直接所有者のほうにはがき等で通知をさせていただくようなところで考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書32ページでございます。

議案第27号うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

次ページ及び新旧対照表8ページ、9ページ、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

今回、市営住宅の管理条例の改正ということでございますが、今回、新治団地の建てかえが完了いたしました。これに伴いまして第2条の市営住宅の名称1につきまして新治団地の所在地番を修正、変更するものでございます。

続きまして、第3条の入居者の公募の方法でございます。（2）に区長を通じ一般へ回覧をす

るというふうなところで公募の方法を上げておりましたが、29年度より区長の委嘱制度廃止に伴いまして、この2番につきましては削除をするようにしております。

それから、第5条の入居者の資格でございます。(5)市税を滞納していない者であることという入居者の資格でございます。現在、市の債権には市税及び公債権及び私債権というふうな種類の債権がございます。ここで市税というふうに限定をしておきますと、どうしても下水道等の公債権、私債権等の滞納についての説明ができないということで、今回、「市税等」というところで、市の債権全てを対象とするというふうに改めるものでございます。

それから、2項の第3号でございます。現在、入居要件といたしまして、「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」ということでございます。こちらにつきましては、入居要件、収入基準に該当する話になってくると思います。これにつきましては、現在、県営住宅の申し込み要件でございますけれども、こちらのほうにありますように、「同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合」というところで、義務教育に達する方がおられる場合についても入居が可能であるというところでございます。

それから、今回新たに追加をいたしますのが第4号でございます。姫治校区にあります巨瀬の里団地、ほたるの里団地、かわせみの里団地及びせせらぎの里団地に入居する場合というところでございます。この内容につきましては、通常市営住宅に入居するときには所得制限がございます。月の所得制限が15万8,000円以下でないと申し込みができない。ただし、こういった裁量階層世帯というところで市が認めた場合につきましては、今回ここに上げておりますように、月額所得で21万4,000円までであれば市営住宅のほうに申し込みができるというふうなところで、こちらにつきましても県営住宅で原則一般世帯の収入要件、もう一つ、裁量世帯の所得制限ということでもあります。これに準じて、今回市営住宅申し込みによります収入基準を変更していきたいというふうに考えておるところでございます。今回、この姫治校区の一戸建て住宅につきまして、今回条例でこちらのほうに裁量世帯というところで上げさせていただいております。

この山の住宅につきましては、当初、将来払い下げを目的とした建築をしておったわけでございます。平成25年、入居者の方々と意向調査、打ち合わせを行いながら、この払い下げを検討してまいってきております。

その当時、やはり入居者におきましては、譲渡価格あるいはその団地内での全戸同意といういろんな問題がございまして、なかなか今のところ払い下げには至っておりません。

ことしになりまして、改めて再度県の住宅課のほうに、若干所得条件が緩和されたというふうな話を聞き、県のほうに問い合わせをしております。

ただ、問題になりますのは、やはり譲渡する場合の価格の設定等、あるいは全員譲渡に応じるかどうかで、そういったところでまだいくらかのハードルがございますけれども、引き続き県の

住宅課のほうと払い下げについては、検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 最後に今おっしゃられた、山のほうの住宅の件ですけれども、以前から払い下げの部分で、いろいろ地域からの要望があったときに、最初はやはり補助で建てているということで、全戸一括でないとか、全員が同意しないとできないということでしたけれども、それが緩和されたというふうに聞いて、そしてそのことで地域に行つて説明をされたとお聞きしていたんですが、また全戸が同意しないとイケないという条項が残っているんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 公営企業法に基づきまして、この要件、以前は全戸希望がなければならぬという、その全戸が消えております。全戸は消えております。ただし、今までありました耐用年数、それから残存価格、それから譲渡価格、こういったところについては従前どおりでございます。ただ、前回調査を行った結果が、やはりその時点で払い下げを希望するかというふうな問い合わせにつきますと、やはり価格次第、あるいは払い下げというふうなお話の中で、全体に対する割合でいきますと、3分の1ぐらいというところございました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） それからこれ、毎回問題になっていたのは、建設当時は、やはり山間地の人口を減らさないためという対策で建てられたということで、平地との住宅費の価格差を設定してあったということで、そのことについて合併でなくなったというのを非常に地域の方が言っておられ、また、その住宅用の土地を提供された方も地域の振興のために提供したのに、約束が守られていないというようなお話もお聞きをしておりました。そのことについての説明とか、そういったことはやられたんでしょうか。その払い下げについては、地域において説明がなされたというのをお聞きしておりますけれども、その条件的なものが全然下とは同じになっているというような形で、ある程度所得が高くなるともう下におりていかれたということが多くお聞きしました。そういった面で、地域の方たちの地域振興のために出したというこの意義が薄れているというのを地域がおっしゃってありましたが、そのことについての対策、あるいは説明とか、そういったのは今までなされてきたんでしょうか。そして、今もって価格差というのはいま言った所得制限だけになっているんでしょうか。地域格差みたいなものはないということでしょうか。確認いたします。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 市営住宅の家賃でございますが、やはり平坦部と山間部、生活環境の違いで、いろんな面で経費等もあろうかと思えますけれども、現在のところ、家賃についてのそういった差は一律になっておるところでございます。今回、条例変更しております収入の基準を変えております。これにつきましては、現在、姫治校区の住宅のほうに住まわれております方、当然この方々が入居するときには、この住宅は将来払い下げ、永住ですよというふうな説明をしながら入居していただいております。そういった方が子供さんたちも大きくなってくる、それなりに親の方の所得も上がってくる、今までの所得要件でいきますと、所得が上がれば当然家賃が上がっていきます。今回の変更することによりまして、家賃の増額を抑えることができるというふうなところで、現在まだ該当はしておりませんが、もうしばらく払い下げ等については、時間がかかろうかというふうなところで今回の条例改正に基づきまして、この収入基準の要件も変更いたしまして、その間に調整のほうやっぺいこうというふうなところでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに、ありますか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 27年の議会のこの団地について市長に質問したところ、市長いわく、ルネッサンス戦略に基づいて今まで以上に定住促進策について進めてまいりますということでございました。だけど、今課長さんのほうからる説明がありましたけど、本当に子育て、環境整備など、やはり定住化促進のための第一の策だろうと思えますけど、今まで以上にさらにこれを進めていただきたいと思うわけでございますので、その点について市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長のほうから答弁していますように、ルネッサンス戦略前の段階ですと、全員同意ということで、かなり厳しい条件があったんですが、その後そういう緩和の兆しが見えてきましたんで、ぜひということで、ルネッサンス戦略のほうに計上させていただいているわけでありまして。課長のほうから答弁がありますように、しっかり緩和された中でどう合致していくのか、しっかり見極めて対応していきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議案書58ページでございます。

議案第35号うきは市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について、議案の朗読は省略させていただきます。

条例案につきましては、議案書59ページでございます。この改正理由は、現在、うきは市が設置している児童遊園の設備等が児童福祉法第40条に基づいておりませんので、条例改正を行うものでございます。新旧対照表51ページをお開きください。

まず、題名をうきは市子ども遊園条例に改めます。

第1条で、設置の根拠法を「地方自治法第244条の2」に改めます。

「児童遊園」という名称を全て「子ども遊園」に改めます。

第4条に原状回復と損害賠償の項を加えております。

附則としてこの条例は平成29年4月1日より施行いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 総務産業委員会が質問されるのはもう、ほとんどがもううちの委員会に付託で、質問できるのはもうこれだけのようでございますんで、基本的なことをお尋ねしたいと思います。

全員協議会であらましは聞いておりました、資料もいただいております。それで、今まで条例の名称等も変わりました、これは吉井町時代の児童公園です。このままでは法の規制によって、この管理等に人手がかかるというようなお話でございました。そういうことで名称も変えて、「児童遊園」を「子ども遊園」に改めるという趣旨でございます。それで、ちょっと思ったのは、これが地方自治法の244条の2の規定に基づくいわゆる児童福祉法の40条、これも基本的に目的を変えてしまうと、そういう規制からも余り費用等もかからないようにというような趣旨だと思っておりますが、これが244条の2の規定に、地方自治法に基づくとするなら、目的ちいいですか、この公園そのものは子供専用でありましょうが、いわゆる、公園条例の中に編入しても何ら、これ分けて条例制定する必要はないと思うんですが、これは、福祉事務所長よりもむしろ総務課なのかな、のほうにお尋ねしたいのは、わざわざこの新しい条例廃止して、公園条例の中に子ども公園という分類でもいいですから、私ならそうしますよ。2つの条例をわざわざ。だからそういうものが市長がよくおっしゃる横軸の相互性がどうなのかという気がするんですが、私の思考と違うかもしれませんが、まずはその点を確認をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 江藤議員御指摘の点につきましては、この条例改正をするときに各担当課が集まりまして協議をしたとございます。公園条例の中に入れたほうがいいんじゃないかという御意見もございました。ただ、この3カ所の児童遊園、現在の児童遊園ですけども、所有者等が児童遊園は若宮八幡宮の所有者でございます。それと、高橋は国の持ち物で、財務省の関係でございます。それと、竹永児童遊園についてはうきは市の所有でございます。そういう関係もございまして、一遍に児童遊園を公園に移すんじゃないくて、やはり県の補助等ももらっておりますので、一旦子ども遊園ということで、現状においては存続させていこうということで、現状の段階での改正ということで協議をいたしました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 基本的には、そういう協議もあったということで、それは結構でございます。ただ、この仕分けが所有権、それとか補助金の関係ということですけども、その辺が条例を新たに区分するという根拠とも十分にはとれませんけど、その辺はそういうことで今回は、現にある条例の名称等を変えることでそのまま存続させようということに決着したということで、総務課のほうもよろしいですか。総務課が所管かどうかわかりませんが、お願いします。確認です。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 今、ただいま秦所長のほうから経過報告いただきましたけれども、総務課のほうとしてもその内容で結構でございますので。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 今度、新しくつけ加えたところかな、第4条の2項の終わりのほう、「やむを得ない事情があると市長が認めたとき、これを減額し又は免除することができる」これ具体的に言うとうどういうことですか。市長が認めるこつもありや認めんこつもあるっちゅうことですよね。

それと、もしここで、その器具、遊具とかで遊びよって、事故が起きた場合は、そりゃ市の責任になるっちゅうことですか。

それと、私んとも持とっとですよ集落で。この前も言うたごと、遊びよるとはほとんど集落以外の子供です。それで、去年からそれをなくそうということで、いろいろ何カ月もかかって議論がありましたが、どうしても、子供はうきは市の宝じゃねえかということで、集落の子供に限らずよその子供も一緒じゃないかと、そこ全部管理を集落でやりよっとですよ。草取りから何から。そういったものの取り扱い、もしもそこで事故が起きた場合の後の処置っちゅうか、その辺の市の考えをお聞かせ願いたいと思います。もしもあれんときは、集落では賠償し切れません。



○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） やむを得ない事情というのはどういうことかということですけども、利用者のほうがそういう意識的に損壊をしたとか、そういうことじゃなくても、偶然に、責任のないような状態がやむを得ない状況だと思います。

それと、器具等でやはり市のほうが点検不足等でそこで事故があった場合については、市の責任になります。

あと、朝田原の児童遊園等の関係だと思いますけども、そこはやはり管理者の方がやはり責任を問われてくるということになるので、ぜひそこは管理等をして、管理点検をしなければいけないと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 最初の質問はようわからなかったばってんが、もう1回お願いします。私がわかるごと。

それと、朝田原の子供の広場、そこで事故があった場合は管理責任者、管理責任者っちゃあおらんとですよ、ここは。区長がなっとるかもしれんばってん、区長がせなんちゅうことですか、ほんなら。集落はせんですよ。何か考えちくれんですか、この辺を。市のほうで。今まで幸いにも事故はありませんでした。ところがやっぱり遊具は幾つでもあるんですよ。ブランコとか、滑り台とか、こまか子供からいろいろ来て、やはり親が連れてきて遊ばせよるんですよ、シーソーとか。それで事故がないとも限りません。我がもんがことは我がもんでしろっちゅうなら、潰すですよ、公園は、多分。この前はその賠償のどこまで議論が出らんかったき、たまさか、市の子供のために維持していこうっちゅうことで決まりました。全部土地も借りてやっていますから、それ集落が出しています。年間何万とか決めてっちゅうことです。そん考え、市長は、同じ集落ばってん、ちょっとその辺私が言うたら何か考えちくるるですか。（「最初わかりやすくて」「市長がはえばい」「最初のほらわかりやすくてちゅう」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） やむを得ない事情というのは、故意に、ブランコでいえば変な使い方をして、壊れた場合は利用者ですよ。ただ、乗っとしてまた老朽化とか、そういうので壊れた場合とか、そういう場合はそこまでは問えませんということです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの御質問は、行政区等が管理する児童遊園、これはうきは市のほうがうきは市児童遊園設置事業補助金交付規則に基づいていろいろ支援をして、補助等をしているところであります。実は、長い歴史の条例でありますんで、実はちょっと私も今現在、じゃ行政区が管理している公園が幾つあるかってきちっと捉えてないところがあるんです。そうい

う現状をしっかりと捉えるということと、福祉事務所長が言っているように、やはり第一義的には、やはり地元の財産というか、地元の公園ですから、地元が管理していただくことが大前提なんですけども、ただ、私どももその遊具施設に補助金をつければ、私のほうも全然責任がないとは言えないと思いますので、そこらのところをちょっと法的にきちっと整理をしていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ぜひお願いします。あとは、福祉事務所長の答弁、使い方が悪くて、何かあったときは、やむを得ない事情には入らんっちゃうことやったですね。ところが、あれはどこやったですか、サッカーゴールにぶら下がって、子供が死んだっちゃう。あれ使い方、普通の使い方じゃねえですよ。ぶら下がって倒れて下敷きになって亡くなったっちゃうこと。それで、あれだけ社会問題になったじゃねえですか。子どもっちゃあ何するかわからん。大人ならある程度、あんた使い方悪いばいででくるばってん、子供は、そこまで制限しとったっちゃ守らんともいっぱいおるですよ。そこ辺の文書の書き方。条例だからこげん書くとかもしれませんけど、これはわかりやすくせんと、私は全然理解し切らんと思います。もう1回お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 再度、福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 先ほど、大川市の事故等のお話がありましたけども、やはり、それはそれでまた別の関係で、使い方が悪かっても、その管理ができてないという責任はやはり問われると思います。ですから、その管理をしてあるところがどこまでやっても、やはり、じゃあ、子供さんがどういう使い方を、まで予測できなかったのかと、そういう点につきましてはそういう損害賠償等の訴訟等があればそういうところが発生してくるものと思っております。保育所のほうでも10月31日に事故があったわけですけども、予測ができなくても、やはりそれを見たときに、やはり点検管理が悪いという状況であれば、市のほうの責任等が出てくるものと思っております。やむを得ない事情というのは、誰が見ても普通に使っとならぬ、そういうのが壊れたということであれば、その状況を見ながら、市長が認めたときには免除することができるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 当該条例の要件とちょっと異にしますけど、今、伊藤議員から出ました大川市の事故で、公的な公園じゃなくても、区が管理している遊具のいろんなものがうちは2カ所地域の中、あります。かなり老朽化も見られますんで、この大川市の事故を契機に、非常に区長さんたち心配をして、管理というものも形式上しかないでしょうね。やってきてないんですけど、先ほど市長のほうから、補助金等が出た場合については、その辺の責任の一端はあるであろうということも出ました。それで、ここでどうこうという議論するんじゃなくして、よか

ったら、これ総務課長かな、コミュニティーのほうになるかな、区長会の中で、こういう事例のことで、ひとつ皆さんにやはり管理の件をお伝えをして、公の市の所有であろうが地区であろうがひとつ喚起いただくようにしておくいい機会だというふうに思いますんで、その辺をひとつ、ぜひお願いしたいと思いますので、その辺確認として答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいま江藤議員のほうから御指摘の分につきましては、区長会、区長さん方のほうにも、自治協議会のほうでまた説明会等ございますので、そういう機会の中でお願いをしてまいりたいと思います。（「それでちょっと質問3回終わったけど、もし万が一の場合の補償を市の保険で何とかなるとか、それちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） けがとかが起きた場合の責任の所在になると思うんですけども、やはり、その施設を管理してある部署といいますか、区であれば区になるであろうし、管理してあるところが責任というふうな形になろうかと思えます。（「市の保険で適用はないの」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） もちろん公の施設である児童遊園等であればもちろん市の責になります。その瑕疵があれば、施設の管理に。ただ、民で設置されてる施設について、市のほうでは責任はちょっと負えないということになると思います。ただし、コミュニティー保険、ボランティア活動、そこで何らかのボランティア活動をやってたと、その中で事故が発生した、そういう場合には、別の保険がありますので、対応になりますが、原則として、単に子供さんが遊んでて地元管理の公園等で事故等が発生した場合に、今の時点では市の保険対応はないと考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、今まで設定しておったこの3カ所の遊園でありますけども、これは、児童福祉法第40条の規定によって設けてあった児童遊園地ですね。それには、いわゆる今回の法改正で、トイレとかそういうものが完備していないとだめだということだから、今までの第40条では通らなくなったから、改めて地方自治法244条の2の規定に基づく公の施設に変更しますということだったわけです。そこで、皆さん方、これを公園条例の中に入れることを検討したということですが、公園条例を設置した場合に、公園規定はどうなってる、便所はなくてもいいわけですか。公園の設置条件はどうなってるかということ。

それから、これ以外にまだ児童遊園があるわけでしょ。例えば、うきは市立公園条例を見ても、一番最後のほうにこういうことが書いてあるわけです。この条例の施行の日の前日まで

に合併前の吉井百年公園の設置及び管理に関する条例、それから吉井町美津留川河川公園管理規程、それから浮羽町立公園の設置及び管理に関する条例の浮羽町清水湧水ふれあい広場の設置、こういうものについては、この条例の規定によりなされた処分手続きその他の行為とみなすというこの経過措置が書いてある。これについてはなぜ検討しなかったわけですか。いわゆる合併前のことをこのように経過措置でうたっている。そして、今度児童福祉法40条による児童遊園ができなくなったということですから、これを普通の地方自治法の242条の規定による子ども遊園にするわけでしょう。じゃあ、このときこういう経過措置の規定もなぜ見直しをしなかったのかどうか。これが1点です。

それから、この公園条例に設置を一緒にしますと、いわゆる第1条の目的からみますと、ちょっと問題出てくるわけ。第1条で、設置の目的が書いてありますが、これは公衆の休養と娯楽の場として、うきは市立公園を設置するというのが第1条設置の目的ですよ。これ同じにやりますと、児童遊園についても、公衆の娯楽ということで誰でも使っていいことになりますよ。

それと、もう1点は、いわゆる損害賠償のことが出てあります。行政区が設置してあれば、一の瀬団地、( )の団地ですか、これは、区で管理しているということで、区で管理してあったら当然管理は区の責任になってくるわけですよ。したがって、これについては、ここも同じですよ。今度の場合も同じ。市が設置してありますから、当然、管理責任は市になりますよ。そのためには、いわゆる管理の注意を、立て札立てなきやなりませんよ。こういう行為は児童遊園ではしてはなりませんということを。じゃないと、とてつもない遊びをしとってけがするというようなことがあります。今そういう看板が立っているかどうかということですよ。こういう利用する人が注意しなければならないような箇条書きの看板が立っているかどうか。立っていなかったら、この際、こういう条例を設置するんですから、きちっとやっていただいて、やはり事故が起きないようにしとってもらわなきゃなりませんよ。この点について、いま一度答弁願います。

○議長(櫛川 正男君) 福祉事務所長。

○福祉事務所長(秦 克之君) 公園規定の見直しのほうはちょっと回答できませんが、立て札、看板につきましては、現在設置されておられません。事故等の起きないように、そういう看板等の設置等も検討をしていきます。

○議長(櫛川 正男君) 市長公室長。

○市長公室長(石井 好貴君) 最初の2点のほう、私のほうから答えさせていただきます。

公園条例の附則の2項になりますか、のほうの見直しをなぜやらなかったか、これ、この条例の施行の日の前日までのことをうたっているだけですので、特別見直しの必要はないのかなと、私は理解しております。

それから、公園条例と先ほど言いました児童遊園条例、今度子ども遊園ですか、ですけども、

一緒にしたらいろんな問題があるんじゃないかと、その辺も踏まえまして、議員さんの御指摘どおりです。別々の条例で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 公園の規程については、触れてありませんとさっき7番議員の質問の中で答えたでしょ。公園条例の中に入れるかということも検討しましたということ。今になって、何もそれやってありませんというような言い方してありますが、その検討のときに、今このことについても、経過措置、公室長が答弁されてありますが、合併前のことでありますけど、今現にありますよ。吉井町美津留川河川公園管理規程というのあるわけでしょ。子供遊んで、便所までこしらえとるんですよ。なくなっているわけですか。あるわけでしょ。合併前のそういう規程があったんですから、吉井町では。したがって、これについても、いわゆる新しい公園条例の規程を適用するということでしょうか。なぜ、じゃあ、美津留川河川公園はどうなっているわけですか、今。トイレもきちんと設けられてあるでしょ。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は、13時15分より再開します。

午後0時03分休憩

.....

午後1時14分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

午前中に引き続き、13番、三園議員の質問に対して答弁を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 先ほどのうきは市立公園条例に伴います経過措置の御質問でございました。こちらにあります経過措置と申しますのは、17年3月20日に合併をしております。その以前にありました旧町のそれぞれの公園条例に対しまして、経過措置ということでここに上げておるわけでございます。当然、3月20日、合併をもちまして、従前のこの各町の条例につきましては、新しいうきは市立公園条例に移行したものであるというふうに捉えまして、従前の旧町の条例等につきましては自動的に失効したものであるというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第3. 議案第20号

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案第20号うきは市公共施設等総合管理計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第20号うきは市公共施設等総合管理計画の策定について。

うきは市公共施設等総合管理計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成29年3月3日提出、うきは市長高木典雄。

続きまして、事前配付をいたしております公共施設等総合管理計画（案）をお手元をお願いいたします。

平成26年の4月の22日付におきまして、総務大臣通知によりまして、全ての地方公共団体に対して、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がされたところでございます。同日付で公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されたところでございます。その概要につきまして、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

図表1の2ということで、公共施設等総合管理計画指針の概要①、それから②という形で掲載をいたしております。この策定に当たりましては、こういったことを内容に盛り込むことが要請されたところでございます。①のほうにありますように、施設等の現状につきまして3つございます。老朽化の状況を初めとした公共施設等の状況、以下、2項目、それから2につきましても計画期間、以下3項目等を掲載するように指針が出されたところでございます。

そして、目次のほう開いていただきたいと思います。本市の総合計画につきましては、4章の構成になっております。指針で示されました内容につきまして第2章、公共施設等の現況及び将来の見通し、1節、2節、3節、それから第3章、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、1節から5節までございますけれども、こちらが指針で示された内容でございます。そういったことを含んだ形で構成した形になっております。

続きまして、1ページをお願いいたします。こちらのほうでは、第1章といたしまして、計画策定の背景と目的という形で上げさせていただいております。1節のうきは市の概要につきましては記載のとおりでございますけれども、留意点といたしまして、下から8行目、平成27年度の国勢調査による人口世帯数の動態は、平成17年度以降10年間で人口が3万2,902名から2万9,509名、10.3%まで減少し、これまで毎回増加していた世帯数が今回の調査で9,940世帯、2.8%の減と、初めて減少に転じたということが書いてあります。人口減少も含めて世帯も減少している状況になってきているということを踏まえなければいけないということでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページにおきましては、公共施設等総合管理計画の目的を記載をいたしております。人口減少する中で、今後多くの施設の更新時期を迎えること、そのためには、主施設の現況を踏まえて将来の利用、需要状況を把握して取り組むことが必

要であるということをおたつておるところでございます。参考といたしまして、行政改革推進委員会からの答申も掲載をしておるところでございます。

続きまして、3ページ、4ページ関係でございます。こちらにつきましては、国の動きについて記載をいたしております。この留意点といたしまして、5行目にありますけれども、「インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題である」ということをうたっております。そして、体系として、インフラの長期化計画の体系ということで上げております。地方におきましては、この右側の体系図になります。公共施設等総合管理計画を各自治体におきまして作成し、その下に個別施設計画を策定していくというような形でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。5ページから9ページにかけては、本市の財政事情につきまして、歳入歳出、基金、地方債等の経過を踏まえまして、それぞれグラフを用いまして、説明をしておるところでございます。

10ページをお願いいたします。10ページからは、市の公共施設の現況と将来の見通しについて掲載をいたしております。円グラフで示しておりますように、市の公共施設、これは床面積での集計でございますけれども、学校が39%、市営住宅が15%ということで、この2つだけで約54%、半分以上を占めるというところでございます。以下、体育施設、市役所・支所、コミュニティセンター等の順番でございます。

床面積の延べ床面積が下の表にありますように、右から2番目になりますけれども、16万1,885平米が現在の公共施設の所有面積であるということでございます。

11ページにおきましては、床面積で集計しておりますけれども、取得後30年以上経過するもの、それから30年未満のもの割合を示しております。取得後30年以上経過しているものが37.8%、30年未満のものが62.2%という割合になります。その下におきましては、インフラ資産、道路、橋梁、下水道についての現在の状況を示しておるところでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。こちらにつきましては、公共施設の現在の分布を地図を用いまして表しておるところでございます。当然、面積、人口の集中地域に公共施設が集中しておる状況でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。14ページ、15ページにおきましては、将来の人口の見通しを推計しておるものでございます。14ページにおきましては、社人研、国立社会保障人口問題研究所の推計をもとにいたしまして、本市における将来人口の予測を掲載しておるものでございます。15ページにおきましては、うきは市ルネッサンス戦略の人口ビジョンの推計を用いまして将来人口を予想しておるものでございます。参考資料といたしまして、2つのものから表しておるところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。16ページからは更新費用の予測をするために公共施設、インフラ施設の更新に当たり、その基礎データを掲載をしておるところでございます。16ページのほうは、総務省財務局が示した人口区分、人口規模別の更新費用の平均値を人口1人当たりで表した表でございます。本市の場合、表の右から2行目、人口規模で1万から3万のところは市に該当する欄でございます。人口1人当たり、これは総務省が行いました調査による単価を掲載しておるところでございます。

それから、17ページですけれども、これにつきましては、総務省の地方公共施設等将来更新費用の比較分析に関する調査結果から、公共施設の種類ごととインフラ資産ごとの更新に当たっての1平方メートル当たりの単価を掲載いたしております。例えば、2の7の表ですけれども、公共施設、いろいろな施設全体を含めて60年で建てかえ、更新した場合、公共施設は60年で建てかえ、更新というのが平均的である。また、道路については15年で舗装の打ちかえ、橋梁については60年でかけかえ、それから下のほうに更新単価ということで、公共施設の種類ごとに例えば建てかえをする場合、市民文化系、社会教育系、行政系等については1平米当たり40万円必要であるというような見方になっております。下のほう、道路の打ちかえについても1平米当たり4,700円、橋梁かけかえが1平米当たり44万8,000円、そういった形で、総務省によります分析結果を掲載しておるところでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。18ページと19ページでは、更新費用を推計する場合においては2つの計算方法で試算をする事例を掲載しております。1つは、総務省の自治財務局が示した人口区分別平均値を用いて試算したものでございます。こちらのほうが18ページの上のほうの中段になりますけれども、2020年の社人研の人口に単価を掛けまして——この単価というのは、16ページの公共施設、道路、橋梁の平均単価の合計でございます。を掛けまして、25億6,910万円が予想されるという推計の計算でございます。

それから、19ページのほうでは、同じく総務省の公共施設等の将来費用の比較分析調査結果をもとに、本市の公共施設の実際の面積、それから道路面積、橋梁面積を当てはめまして計算した場合の試算を行ったものでございます。図2の10がそれで示したものでございます。右下の合計欄、25億1,192万9,633円が一応これに基づきます本市の平均の1年間平均の更新費用というものでございます。この2つの方法で更新費用を試算した結果、比較的非常に近い数字となっております。今後、現状のまま公共施設、道路橋梁等を維持すれば、年間約25億円程度の更新費用が必要となるということが予想されるというような試算結果になっておるところでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。これからは、市の将来の財政の見込みについて掲載をいたしております。21ページに歳入の予想、そして次の22ページに歳出の予想につい



て掲載をいたしております。

22ページの歳出の見込みのほうでございますけれども、ここで、留意点ということで、中ほどになりますけれども、縮小社会に向かっている現実を受けとめ、箱物を中心とした公共施設総量の縮減や再配置など、身の丈に合った行財政を講じることにより、将来的な財源不足の解消を図る必要があるということでまとめております。

続きまして、23ページでございます。23ページからが公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針ということでまとめております。第1節には、対象施設ということで、市が保有する全ての施設ということで掲載をいたしてあります。2におきましては計画期間、期間におきましては、平成29年度から平成38年度までの10年間ということで計画をいたしております。第2節におきまして、全庁的な取り組み体制の構築、情報管理、共有方策等について掲載をいたしております。

24ページをお願いいたします。第3節におきまして現状や課題に対する基本認識ということで掲載をいたしております。まず、留意点といたしまして、上から4行目になりますけれども、「現在、市が所有する施設は、合併前にそれぞれの町が建設した、うきは市文化会館等の類似施設や市制移行後に統廃合等によって廃止した保育所など、保有過剰な状況です」ということを掲載いたしております。これにつきましては、下の表で、公共施設の人口1人当たりの延べ床面積ということで参考に掲載をさせていただいております。人口1人当たりの延べ床面積が全国平均では3.22平米、類似団体におきましては4.83平米、うきは市におきましては、これは平成22年の社人研の人口に基づきますと4.89、それから下に括弧書きで5.07と書いておりますけれども、こちらは平成26年度の住民票人口で割ると5.07になるところでございます。もう一つの留意点ですけれども、この24ページの中ほどになりますけれども、具体的な議論が進むと、総論賛成、各論反対という状況が想定されるため、市民や利用者との合意形成をどのように図っていくのかという課題があるということ、2つの課題を上げておるところでございます。

続きまして、25ページでございます。第4節になります。公共施設等の管理に関する基本的な考え方ということで掲載をいたしております。まず、第1点として点検、診断等の実施、それから、第2点に維持管理、修繕、更新等の実施方針、その中には、予防保全型の維持管理を行っていく、それから、民間資金等の活用、PFI事業等の検討を当然やっていくというような形で掲載をいたしております。

次のページをお願いいたします。次のページには、市町村域を超えた広域的な連携、大きな施設なんかは今後久留米市等の施設等、そういったものを共有しながらやっていく、3点目としまして、安全確保の実施方針、4点目に耐震化の実施方針、要するに耐震化が必要なものを優先順位をきちっと把握しながら進めていくということをやっております。

それから、27ページにおきましては、廃止統合の推進方針ということで、施設の複合化等による事業費の縮減、表に上げております、図に上げておりますような集約化、複合化、それから転用、こういった方法を取りながら縮減する方法を検討しながら推進していくということを掲載いたしております。

28ページをお願いいたします。具体的な縮減目標という形で掲載をさせていただいております。これは、公共施設、それから道路橋梁について計算を事例を示しております。公共施設につきましては、3の6の中の表の縮減内容というところを書いておりますけれども、20年以内に施設総面積を15%減少していく、道路におきましては、更新期間を20年まで延長していく、本来であれば15年ですけども、それを5年延長して20年に持っていく、それから橋梁につきましては、更新周期を70年まで延長していく、本来であれば60年ですけども、そういった形で管理保全をやりながら延長していくという内容になっております。そういったことをやりながらも、財源不足というのが試算からしますと発生する状況でございます。赤字で書いておりますけれども、不足額という欄がございます。9億5,992万9,633円というのがこのままでいった場合の不足額、それから一応縮減をした場合でも4億6,845万3,042円の縮減が出てくると、これは、比較するのがその上の平成31年度の普通建設事業費と比べての数字でございますけれども、これが正確な数字ではないかもしれませんが、これをすることによって、約5億円の縮減ができるという事例を掲載しておるところでございます。

それから、29ページでございます。計画の進め方について掲載をいたしております。PDCAサイクルによる進行管理を行っていくという内容でございます。

30、31ページにつきましてはそれぞれ関係機関とのことも書いております。30ページの(4)議会及び関係者等との情報共有、公共施設の見直しは関係者に大きな影響を生じることになります。特に保健、医療、子育て支援などの市民生活に密接した施設については、関係者だけに限らず、地域に与える影響も大きいことから、議会を初め関係者や地域社会に情報提供を行い、丁寧な説明に心がけますということを掲載いたしております。

続きまして、32ページをお願いいたします。これは第4章でございます。第4章につきましては、施設の類型ごとの管理に関する基本方針を掲載をいたしております。38ページまで掲載をいたしておりますので、こちらにつきましては、ごらんになっていただきたいと思っております。

39ページをお願いいたします。第2節でインフラ資産について掲載をいたしております。インフラ資産に関する基本方針を掲載をいたしております。39ページが道路に関する部分でございます。

続きまして40ページが下の部分ですけども、橋梁に関する部分、それから41ページは下水道に関する部分でございます。

それから、43ページが簡易水道に関する部分でございます。

以上が主な内容になっております。簡単ですけれども、説明を以上で終わらせていただきます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 23ページですが、第2節でございますが、この中でうきは市公共施設等総合管理計画策定検討委員会とあるんですけど、どういうメンバーなのか。それと、31ページの7の職員の意識改革ということで、職員一人一人が前例にとられることなく柔軟な発想でという、一般質問のときにも市長が言われましたように、これを極力前例にとられることなくちゅう意味を重々職員に伝えていただきたいと思うわけです。

以上、2点ちょっととりあえず。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 検討委員会のメンバーにつきましては、副市長以下公室長、それから私、住環境建設課長、生涯学習課長と、ちょっと済いません確認をさせていただきます。ちょっと頭がない。

それから、前例にとられないことにつきましては、当然そのような形で進めていきたいと思っておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 32ページですが、市営住宅の中に屋形町団地、西隈上団地、一の瀬団地、高見団地、兎渡島団地ちゅうことでございますが、これは順次建てかえを進めることがあるがということでございますが、大体いつごろ建てかえる計画をしているのかということと、または住民の声をしっかり聞いていただきたいと思います。これは、先ほどから年間インフラ整備で二十五億何千万かかかるとということでございますが、その中で見つけにゃいかんだろうと、捻出せにゃいかんだろうと思いますけど、この計画について伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 住宅関係につきましては、既に個別計画に当たります住宅の長期化建てかえ計画というのが策定されております。それに従いまして、順次計画を行っていくところでございます。

それから、ちょっと先ほどの回答で申しわけございませんでした。検討委員会について説明いたします。構成は副市長、市長公室長、総務課長、住環境建設課長、農林振興課長、福祉事務所長、生涯学習課長、学校教育課長、企画財政課長、以上9名でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、佐藤議員、3回目。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 32ページの小塩小学校、姫治小学校、妹川小学校ということで、御幸小学校への統廃合を進めますということですが、これは、統合するに当たって、いつがいいのか、学校の統合先はどこが学校がいいのかということ住民に聞いたのかどうか、それが1点目です。

それと、2点目ですが、前回の保護者及び地域住民に対してアンケート、意見を伺った時点では、新学習指導要領が出されていなかったのではないかと思います。それから新学習要領が出された後、何らかの説明会は開いたのかどうか。

3点目、この再編後の学校施設について、地域振興等の拠点施設として有効な活用法を検討しますとあるが、地域振興等の拠点施設とは、例えばどのような施設を考えているのか。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） まず、統合先の関係ですけれども、再編等につきましては、うきは市総合教育会議の中で検討を進めてまいっているところです。その中で、市長の大きな方向性が示され、御幸小学校に統合するというような話が出ております。

それから、アンケート後の保護者等への説明のあり方だろうと思いますが、一応、総合教育会議の話を受けて、山3校といいますか小規模校のPTAの代表とお話をさせていただきました。また、その後自治協議会の代表ともお話をさせていただき、その後に全部の保護者と話を進めたところです。また、その後に姫治地区の自治協議会の代表と事務局長に今までの経過等の説明を行わせていただきました。それから再編後の有効活用についてはまだそこまで地元と話をしておりませんので、そこはまた全然方針等は出しておりません。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、これは2カ年にわたって策定されて大変御苦労でありました。幾つかお尋ねしたいのは、あくまでもこれが総合計画という概念からお尋ねをさせていただきます。

まず3ページのインフラ長寿命計画の体系でございます。これはお願いであります、これも総務省のほうからの長寿命計画の推進についての計画の策定がなされたということでございます。それで、この1の1の図を見ていただくとおり、一番下のぶら下がりの個別施設計画、道路、河川、学校、それぞれ分野ごとに出てきております。特に29年度予算で住環境建設課の土木課の公営住宅等長寿命化計画変更計画が予定されております、29年度。そこで、お願いしたいというのはここにどういう具体的なものがぶら下がってくるのか。これは法定計画もありましょうし、この長寿命計画という中で、それぞれの所管の中で、具体的な計画が下にぶら下がってくると思うんです。まだまだそれは今わかっているものもありましょうし、わからんものも、今から生ま

れてくるものがあるかと思いますが、よかったら、今後どういふこれが計画がぶら下がってくるのか、体系図を一つ出していただけないかというお願いが1つです。

それから、その計画というのは、議会基本条例でいう議決事件に入るものの想定ぐらいはちょっと認識をしたいと思いますんで、この体系表と、その考え方を、後日で結構ですが、出していただければと思うんですが、計画は計画として、今後どういふ計画、具体的な個別計画がここに下にぶら下がってくるのかというのを、基本的に認識をしておきたいという、議会として、それをまず1点お願いしたいと思います。

それから、18ページ、これも読ませていただいたし、課長から説明もありました。特に大変な更新期を迎えたときの費用というものが、大変な金額が当然出てきます。それで18ページの一番下のくだりの中で、昭和60年代に建設された学校等の施設が60年目を迎える2045年以降に建てかえが集中しますと。その下に、今後60年間で投資総額が718億円、年額平均12億円という、過去11年間よりも相当大きな金額になるということが想定をされています。この件については、28ページの中で具体的な縮減目標も先ほど説明ございました。これを縮減したとして、いかに補修しつつ長寿命化を目指すかということに相なろうと思うんですが、お聞きしたいのは、荒っぽくこれだけの財源をうきは市が捻出するということは、なかなか総論の中でも、ある程度のものは考えていらっしゃると思いますんで、その財源確保、どういふ方策を考えていらっしゃるのか、しっかりこれは節減に努めるのは当然だと思うんですけど、余りにも大きい数字に当該年度に置きかえても大変な額になってきますんで、その辺を財源をどう考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目、42ページです。いろいろ質問が先ほど佐藤さんからあっていましたけど、具体的なものは今からの話ですから、さっきも言いました体系の中でどうするかってなろうと思うんですけど、ただ、42ページの一番下のうちの所管でもあります下水道の関係、これは、住環境建設課といろいろこれは三園議員さんがしっかり今特定公共下水道と集落排水、それから屋部の接続のことが書かれています。それで、県との協議、農水省、基本的には、統合の方向で進めるという話を聞いて、もうかなり早い時期になるかのような発言を去年まで聞いて、今回出てきたのが平成47年というはるか遠い時間に目標になっていますから、この辺のギャップが、余りにもちょっと何で47年という数字が出てきたのか、これをまずはお聞きをしたいと思います。3点大きく、よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、3ページの体系関係でございますけれども、これ参考になるかどうかわかりません。10ページをちょっと見ていただければと思います。10ページに建物の表の下のほうですけども、建物の名称ということで、1から16までありますけれども、

まず個別計画を作成するとしたら、分類的にはこういった形になろうかと思っております。この中で幾つか策定したのも住宅関係ですけども、あるところがございます。それにつきましては、今後、策定する中で議会に付すべきものかどうかというのはちょっと判断をさせていただきたいと思っております。（「体系図をいただきたい」と呼ぶ者あり）

それから、2点目の財源確保ということでございますけれども、当然公共施設等整備基金という基金は持っておりますけれども、これだけではどうしても足りない状況でございます。当然、一部の公共施設の縮減等で浮かしたそういった維持管理費等は1つの財源として確保していく形になろうかと思っております。歳入増というのがなかなか見込めない状況でございますので、いかに経費のほうを節約していくか、そういった中でやりくりをせざるを得ないのかなということを考えております。当然、新しく更新、建設する際にも、国の補助事業、そういったものを有効に使いながら、できるだけ一般財源を確保しながら、今後に当たっていくという、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

それから、42ページについてでございますけれども、最終的に下水道の統合が平成47年、農集が47年ということで、上げております。もっと早くすべきではないかという御指摘だと思います。確かに、そういった面もあるかと思っておりますけれども、これにつきましては、ちょっと私ども担当のほうと確認をさせて、どういった形でこういった数字が出てくる、年度が出てくるのかということをお尋ねしましたけれども、一つは、起債といたしますか。一番最初、初期投資関係で処理場関係で大きな借り入れ等をしているわけですけども、大体それが38年、それが47年にそれぞれ終わる状況でございます。そういった、それ起債の償還期限との関係で、こういった形の年度になったのではないかと。県のほうと打ち合わせて、一応これぐらいならという返事でいただいたということで、その根拠の一つとしては、初期投資の分の借り入れが全て完了する、それが終わった時点で統合していくというような流れではなかろうかというところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3ページの資料は出していただくということの答弁だと理解いたします。こういう計画が具体的な計画、今後出てくるであろうということを皆さんが、議会のほうもあらかじめ承知しておくというのは大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、42ページの47年、これは財政も、下水、それから集落排水含めても赤字経営は当然繰出金の中でどうにか経営が成り立ってはいないんですけども、これを早くつなぐことによって、いろんな費用負担というのが当然漸減できると思ひますんで、そういう意味で、何でこんな二十数年も後の話になっているのかなということで申し上げたわけでありまして、これはまた交渉

が今から継続していくと思いますので、できるだけ早く努力をお願いしておきたいと思います。

それからもう一つ、総合的に、この間もちょっと前回の議会のときにも、新たに生涯学習センターが建つ、その中に図書室じゃないんですけども、図書室、読書ができるという話で採択されました。はっきり申し上げたのは、よく聞くんですよ、議会報告会でも。浮羽町からすれば何でも吉井ばっかに集中するじゃないかと。吉井からすると、図書館の話が出てくるとか、いろいろ話が出てきます。それで、これははっきりと方針を打ち出してほしいのは、いわゆるシビル・ミニマムという言葉は御承知と思いますけども、最低限のものを合併のスケールメリットというものを考えたときに、どうしても民意としては、自分有利に利益誘導しますから、そこはもううきは市が1つなんだという視点のもとに、はっきり打ち出しとかんと、また陳情が出てくると、どうも綱引きになったりするようなことはあってはならないと思うんですよ。そんなところでこの貧乏なうきは市の財政がもつわけがない、その辺をしっかりとこれは市長にその考え方の機軸を打ち出していきたいというふうに思います。それから、具体的にはいろいろ上がっています。シビル・ミニマム的にも1カ所に統合して、うきは市をアピールするようなもの、それから金がかかってもいいものをつくらなければなりませんけど、ひとつその方針を市長にお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、合併して12年を迎えようとしているんですが、今なお各町単位の施設、類似施設がございます。常々申し上げますように、そういう施設をどう集約、一体化するか、あるいは、縦割りのいろんな似たような施設がある中で、それを複合化していくか、あるいは、単町だけでやるんじゃなくて、広域利用っていうんですか、近隣市町村との広域利用、さらには、4点目でソフト化って言っているんですが、例えば、住宅に代表されるように、何でも行政がつくるのではなくて、民間にあるものをどう活用するか、多分少子化時代になって、民間のいろんなマンション、アパートなんかも空き室が出てきたときに、そういうところをまた公共として活用できないか、そういう視点で、しっかりこの計画をお認めいただければ、この線で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） この計画の内容については、余り細かいこと言うつもりはありません。ただ、ちょっとページがわからなくなったんですけど、これを実行しようとしたときに総論賛成、各論反対ということになってくるだろうと、そう書いてありますけど、そう思います。国、地方合わせて今1,100兆円の借金があると。国民1人当たり800万円ぐらいになるんですか。こういった中で、やっぱりここまで借金が国、地方も膨らんだということは結果的には我々国民の責任だと思うんですよ。私はそう思っています。それは行政であったり、議会であつ

たり、議員であったり、各種団体であったり、そういった要望に応えながらずっとインフラ整備してきた結果がここまで積み上がったと、ある面では私はそう思っております。ただ、うきは市のこういう計画が出されたときに、これを忠実に実行していく場合、私は、やはり問われるのは、高木市長の強力なリーダーシップだろうと思うんですよ。今言いましたように、総論賛成、各論反対ということになるのはもう目に見えております。この中でも述べられておりますけれども、丁寧な説明をということで進めていきたいとおっしゃっておりますけれども、私はもう丁寧な説明どころか、これは本当に市民にとっても痛みを伴うんですよということを強力にキャンペーンしてもらって、やっぱりその痛みは、みんなで分け合いたいと。そして、行政も私たち議員も、議会も、市民も、みんなで身を削る思いでこのことを進めていかないと将来とんでもないことになりますよという、私は強力なキャンペーンを張ってもらいたいと思うんです。それがどういう形になるかわかりません。各行政区ごとの説明会になるのかもしれませんが、私は問われるのはやはり高木市長の強力なリーダーシップによるところがもう大きいと思うんで、ましてや人口減は確実にやってきます。そういった中で、これをやらないととんでもないことになりますよという、言葉は悪いけれども、市民を脅すぐらいの私はリーダーシップがあっても、私はいいと思うんです。そこいらの市長の、小さいことはいいんですので、心意気をどこまで持っていらっしやるのか、それをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、市民の皆さんに大きな痛みを伴う計画であるということで、私自身覚悟を持って対応していかなくてはいけないと、このように承知をしております。常日頃から職員には、閉じる美学の哲学を持ってという言い方をしております。失われた25年という表現があるんですが、間違いなく我が国は縮小社会に向かっているわけでありましてけれども、やっぱり、うきはだけではなくて日本全体が国民、あるいは市民の要望というのは、25年前とつか、やはり右肩上がりの感覚で、あれがほしい、これがほしいという要求が多ございます。それをしっかり将来を見据えて、我々は断る勇気とつか、事情をきちんと説明して、了解をいただくような、そういう説明責任能力が今問われているというのが1点と、そうすると、ただ閉じるだけでは、市民の皆さんに夢を感じてもらえませんか、まさにスクラップアンドビルドとつか、取捨選択して、選択と集中とつか、やはり市民の皆さんに希望が持てる施策を打ちながら、トータル的に長期的な財政ビジョンをしっかりと頭に入れて、縮小社会に向かった対応というのが今求められていると、このように承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まず1つは、全てコストに反映されてくるんですけれども、総面積、現在16万1,885平米、これを20年後には15%と、これ一つの大きな目標掲げてお



りますが、これよその自治体見ますと、ちょっと目標が低いような気がするんですけども、これを出した根拠が1つお尋ねしたいということと、それから基本ベースとしては今何人か同じようなこと言っておりますけども、ここに書いておられるように、新しくつくることから賢く使うということ。身の丈に合った投資をするというようなこと、そこら辺を基本ベースにして、進めていただきたいなというふうに思います。

それから、PDCAのこと、管理をやっていかれるということでもありますので、これはぜひとも、絵に描いた餅にならないように、管理体制を十分にさせていただいて、PDCAと工程管理をびっちりやっていただきたいなということでございます。

もう一つですが、25ページに書いてありますが、ここでPFI方式、私きのうかなりしつこくやったんですが、またいつかやらせていただきたいと思うんですけども、きのうの答弁では、どうも腰が引けたような、ちょっと逃げ腰の、柔道でいきますと、逃げ回った不自然な態勢であったような気がしますので、ぜひ自然体で堂々と取り組んで、積極的に技をかけていくと。攻撃は最大の防御でございますので、そういう姿勢でぜひとも望んでいただきたい。

小さい、きのう、かなりやりにくい問題点を羅列しておりましたけれども、そういう問題点を挙げるよりも、いかにしてうちの自治体で取り組んで、ものにしていくか、こうすればできますよというような積極的な前向きの姿勢で、ぜひとも取り組んでいただきたい。

そして、このPFIを成功した事例がいっぱいございますので、そういうところのよさを吸収して、ぜひともこれを、ここに書いただけじゃなくて、実行に移していただきたいということを切に思いながら、3つ質問いたしますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、28ページの、15%を削減目標ということを挙げておる等の根拠についてでございますけれども、まず20年後、平成48年になるわけでございます。

社人研の人口予想でいきますと、うきは市の人口が2万4,000人程度というふうに予想をされております。合併当時からすれば、約1万人減少していく形でございます。その時点で、どれだけの公共施設が必要なのかということを検討した場合に、ある程度の施設は絞らざるを得ないということで、一応15%程度ということで目標を定めたところでございます。

そこには、当然、現有施設の中で、明らかに今後廃止なり閉鎖していくものというのを幾つかピックアップをさせていただきました。そういったものを予想していく中で、そういったものを含めたら大体15%ぐらいは縮減できるという想定の中で、この数字が出てきたところでございます。

それから、PDCAの管理につきましては、当然、御指摘のとおりやっていくべきことでございますので、当然、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

それから、PFI方式のことにつきましては、昨日、市長のほうから回答がっておりますので、私からはそれ以上のことはちょっと述べられませんので、市長の回答をもって終わらせたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） あの、今削減率のことを言ったんですけどね、私はちょっと目標が低いんじゃないかと、もうちょっと下げられるんじゃないだろうかということで、よその自治体に比べてどうなのかなという思いです。たしか北九州の見ましたら、25%ぐらいの削減率を考えていたようです。これは、まあ、定かではございません。よその自治体に比べてどうなのかというのを、ちょっと聞きたかったわけでございます。

できるだけ、と申しますのは、小さい、うちの合併、自治体間で合併したわけでありますので、かなりダブっている施設もございまして、そこら辺は十分やっぱり精査しながら削減率を上げていけば、それが基本になっていろんな投資金額が変わってきますので、お願いしたいというふうに思って質問したわけでございます。

とにかく、徹底したコストダウンですね。市長がいつも申しておりますように、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）、民間の発想ですね、それを十分使いながらぜひともコストダウンを、少しでも高いコスト意識を持って徹底したコストダウンをお願いしたいというふうに思います。

それと、きのうは、市長もかなり前向きな答弁はいただきましたが、1日変わっておりますので、それ以上の何か、ことがあればお聞きしたいなど、PFIのことです、一晩寝ておりますので。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。（「吉報をお待ちしております」と呼ぶ者あり）

○市長（高木 典雄君） PPP、PFI、官民連携の話については、この計画の中でも、25ページにしっかりうたわさせていただいておりますし、また、最後の施設類型ごとの管理に関する基本方針の中でも、「民間活力」というのが至るところに出てきます。そういう字句を見て御判断いただきたいと、このように思います。（「はい、期待しております」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回のところで、ちょっと1つだけ教えてほしいところが、1つは、人口動向の数字が14、15ページにあったと思いますけども、これの2015年のところは予測になってましたけども、実数がわかれば、ちょっと教えていただきたいなど。2015年のところの数字がわかれば実数を教えていただきたいということが1点目。

それから、この間、その公共施設について利用いただいている方との関係でございますけれども、30ページには、議会との、あるいは関係者ということで、それぞれこの間の公共施設を利

用されている方との問題意識の共有を図るとしておられると思います。非常に大切なことであると思うんですけれども、これの進め方っていうのをどうするのか。

一つは議会との関係で言えば、今回、検討委員会があったと思いますけれども、それへの出し方というか、どういうふうな時点で、そういう関係者に出していくのかっていうところは少し理解ができないので、その出し方についてきちんと教えていただきたい。

先ほど、山三校の統廃合等の関係の問題もありましたけれども、そういう意味では、その関係する地域、それぞれ具体策のところを出てくるんだと思うんですけれども、その辺の協議の仕方、特に施設をなくしたりするところについて十分な時間、協議する時間も含めてあるだろうと思いますので、その辺の見通しについてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まずは、14ページの実数について報告をさせていただきます。

2015年、平成27年、これ作成時点では、まだ国勢調査がありませんでしたので、実数のほうを申し上げます。年少人口が3,823、生産人口が1万6,272、老年人口が9,414、合計が2万9,509でございます。こちらが実数でございます。

それから、これを進めていくに当たっての地域に対する周知、出し方というような御指摘かと思えます。そこにつきましては、それぞれの施設によって非常にデリケートな部分もあるかと思えます。十分、やっぱり検討を重ねながらやっていかなければなりませんので、市から出す方法といたしましては、広報とか放送とかあるんですけれども、それ以前の問題として、地域に行政のほうから入って行って、地域の中で常会等の説明会、そういったものを重ねながら進めていく形で、市民の皆さんに説明をしながら進めていく、そういった方法が一番ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） なかなか、まだ、この計画のスタートする時点で十分にできないところはあるかと思えます。

ただ、一つ申し上げたいのは、議会に対してもそうなんですけれども、先にもう決まったところで提案されて、協議をするというのはどういう、その統廃合の問題意識、統廃合というかですね、いわゆる廃止していくという問題意識をどこで共有するかというところがあると思うんです。だからそこをちょっと大事にしていきたい。だからそういう意味で時間がかかると思うんですよ。だからそういう意味で、さっき7番議員が個別体系表というふうなことをおっしゃってたと思うんですけれども、そういう意味も含めて、ぜひここはどういう出し方をしていくのかということ、事前に我々のところに情報提供いただければありがたいというふうに考えておりますので、お願いしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 十分、議会ともお知らせをしていきながら進めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 先日、政経懇話会で西村浩先生の講演を聞いて、いろいろ地域の活性化という話があって、市長もお聞きになったと思いますけど、その中で、さっきから諫山議員も言ってますように、要は民間委託をするということが非常に大きい課題だったと思うんですけど、あのときの言葉で、先ほど市長は「官民連携」と言われたけど、あの先生は「民官連携」というようなことで計画を実行せよというような話していましたから、民間の力を借りてやるという実行が大事なかなということが、総論の中では思いました。

それで、きのう、公共用地の件で、ちょっと私一般質問して、本当はもっと時間があればということを入れてただけど、時間の関係で削除した項目でちょっとお聞きしたいのは、10ページに、公有財産台帳等々の資料があります。ここで公共施設等の現況及び将来の見通しということで、第2章にありますけど、公共施設等の「等」の中が、多分、僕は公共用地かなと思っている次第なんです。

公共施設は全て土地に絡んで、土地の上に建っている建造物があるわけですから、その土地です、右のページで建築年数が30年以上が、不明を含めて39.1ってということなんですよね。だから、多分4割近くが30年以上に建った建物じゃないかということで、その地目です、きのうも申し上げましたけど、土地台帳の云々で、地目が多分登記されてないんじゃないかと、変更登記をされてないというのが多分あります。

もう、現状としてもありますけど、それも一緒に、この将来の見通し、現況の中に入れ込んでいただいて、この計画の附則としてですね、土地の見直し、登記し直しとか、そういうことも一緒に入れ込んでぜひ実行していただきたいということで、この計画を実行するに当たって、その地目に関してはほとんどクリアしていくというようなことも入れていってほしいと思いますけど、この179の施設の中の40%ぐらいになるかと思いますが、そうすぐにできないことはないかなという気がしますから、航空写真撮影の結果を見ながらでもやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 昨日の一般質問の中で、藤田議員さんのほうから、確かに地目の登記が合っていないという御指摘がございまして、本来、変えるべきところを変えていないという状況でございます。

今回、公共施設等総合管理計画につきましては、原則として建物に関する管理計画でございま

す。土地は切り離されておるといのが、要するに公共施設という建物についての計画でございますので、また、地目に関しては、きのうの御指摘につきましては真摯に受けとめまして、できるだけきのうの回答のような形で対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 土地の地目変更のことだけを固執しとるわけじゃないんですね。

統廃合しますよね、統廃合したら、その廃止されたところが遊休地になるわけですよね。その土地の処理も考えとかないといけないから、この中にはそれが附則としてあるんじゃないかということ言っているんです。地目を変えろという、そういうことだけのことを言ってるわけじゃないからですね。要は、民間企業やったら不良資産になるんですよ。

だから、市有地が遊休であったり、有効に使われていない市有地があちこちにあるじゃないですか。それが統廃合することで、またふえますよね。だから、その土地に対する効果的な処理ちゅうか、その辺も考えた総合計画であってほしいから、附則として考えていただきたいということ申し上げておるんですけど。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） そういった事例がある場合には検討していきたいと思ます。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 事例があればって、ありますから、私が言ってもいいけど、そういうことではないけれども、今後、例えば山三校が統廃合しますよね、そうしたら、以降はどうするのかということになりますよね。みんなグラウンドがあつたら、その遊休地の使用の方法も考えておかないといけないんじゃないかということだから、この計画の中には、それも附則として裏に張るんじゃないですか。そういうことも考えての計画ですかちゅうことだから、それを聞いているだけです。

そんなにもう、土地に関しては関係ないって言ったら、土地はどうするんですかと。じゃあ、土地の今度は公共用地に対する総合計画書を出してもらわないかんようになりますよ。だからそれを言ってるんですけど、3回目です。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 例として、そういった廃止した場合には、有効的な活用ができるような形で検討をしていく形で進めたいと思ます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる公共施設等の総合管理計画ということで、素晴らしい計画を樹立していただきましたけれどもですよ、問題は、人口がだんだん減っていきますから、

さっきも触れてありましたけれども、ここに人口が出てあります、予想がですよ、この予想をはるかに今超えているわけです。

この計画が29年から10年ということで、まず第1期がですね、そういう計画を立ててありますけれども、ここに37年の人口が出てあります。14ページがですよ、これは国立社会保障・人口問題研究所が出しました、将来の推計人口ということになります。

ところが、15ページのほうに、うきは市独自の推計が出ているわけですよ。うきは市独自でいきますと、これが計画が38年ということでもありますけども、人口が2万8,973になっておりますが、これははるかにオーバーするような人口減少が今続いているわけですよ。

この28年度はまだ終わってありませんけれども、実は2月までで、あと1カ月残してありますけれども、2月までで、私調べておりますけれども、27年が1年間に422名減少になったわけですよ。それから28年は、2月28日現在で296人減少ですよ。約300人ですね、この3月が非常に減少するのが多いんですよ。

そうしますと、この人口よりもはるかに、うきは市の人口減少がスピードが上がってありますからですね、問題は、38年までが第1期の計画になってありますけれども、それまでに果たして、いわゆる生産人口がどれぐらいあるだろうかという気がするわけです。

生産人口も下がれば、当然納税者数が減ってくるわけですね。浮羽町で平成15年度、いわゆる20歳未満で税金を納めてない人、これ1万2,500人というデータが出てるでしょう、47%ですね。20歳以上の成年になっているけれども税金を納めていない、いわゆる所得がないということなんですよ。

そういう実態も書いてありますから、問題は、この再生計画の第2ですけども、私は人口減少に伴って、やはり公共施設の統廃合、これを真剣に考えていただかなきゃならない。じゃないと、このまま計画を実行するということになると、大変な財源が必要になってきます。

これにも出てあります、いわゆる歳出決算書というのが出てありますけども、この中でいわゆる投資計画も出ているわけです。投資の実績も出てありますが、大体、毎年、この20ページが投資の実績であります、普通会計で17億から、多いときは22億ですか、ここには投資をやっておるのに、さらに言えば、計画で見ますと、十何億という投資をしなきゃならんわけですから、とても人口に対する投資額が過大になりますよ。

それを、きのう私の一般質問で高木市長が、いわゆるそういうものに起債をやっていくのはもう当然だというようなことを言っておりますけど、今、毎月600万もの借金払いをしているわけですよ、毎月。これは市民が聞いたら、幾らこういうふうにやりますと言っても、とても賛成は得られないことになりますから、私は、まずその公共施設の統廃合を市民と一緒に考えていただきたいと思います。じゃないと無駄な投資が起こってまいります。結局は再編したけれども、

余り利用価値がない、利用しないということになりますと大変なことが起こりますからですね、それが1点です。

それから、もう1点は、うきは市の起債等ですね、それから資金の状況が出てあります、これは7ページです。

平成17年度末の基金残高、あるいは起債残高で比較してありますが、これはどういう意味で17年度末ですか。17年度末というと、とてつもない借金やってるわけですね、17年度に。17年度にやってる起債でありますけれども、とにかく大変な借金をしているわけです、17年度にですよ。

17年度が借金の状況を調べていきますと21億9,510万円ですよ、17年度は。それから16年度は、3月21日から3月31日までですよ、このとき12億7,890万円も借金をしているんです。何と35億の借金を17年度にやっているのに、何で17年度末で借金のグラフができるのかということですよ。あるいは基金の状況も17年末で対象にしてありますが、これについては不思議でなりませんので、1点、お願いしたいと思います。

それから、先ほど7番からも出ましたが、高田・今泉の農業集落排水事業、これは大変な金額の一般会計からの繰り入れでやっているわけですよ。それを47年までということになりますと、約あと20年ですよ。

1年間に、例えば2,000万近くの一一般会計繰り入れをやってありましたけれども、今度の29年度予算では、この農業集落排水事業に2,550万ですよ。10年で2億5,000万、年2,500万ということで。それを47年まで延ばすということは、大体どういう気でこういう再生計画つくったのかですよ。

いっぺん出してもらったでしょう、高田・今泉とありますけど、高田はあれから特定環境公共下水道に延長するためには350メートル工事をすりゃいいんですよと、それから今泉の設計図も持ってますよ、今泉が上古賀ですか、下古賀になりますか、あのマンホールまで同じ高さになってありますから約1,000メートル工事をしなきゃなりませんということだったですか。

ところが28年度に県の汚水に対する総合計画がありますから、これの状況を待ってやりますということですから、私どもは一日も早くやってくださいと、とても2,000万円は、今は2,550万になってありますが、以前は2,000万ずつ繰り出しをしとったから、これは十年すると2億円になりますよ。たったあそこは196戸ですか、そのために1年間に2,550万もの一般会計から繰り入れをしないとやっていけないという状況ですから、一刻も早くやってくださいと。

それから、屋部のは幸い特定環境公共下水道ですから、いわゆる県との協議はいらないということになりましようけれども、あの今泉の場合は農業集落排水事業ということは絶対やれないか

というところじゃなくて、私どもは北海道の栗山町に行ったときに、これ聞いたんですよ、そして、やっぱり農業集落排水事業は金がかかりますから、国にお願いしてこれを廃止しまして、特定環境公共下水道に接続しましたという例も聞いてきてありますから、そういうことがありますよ。じゃあ、何で認可もっているかというところ、栗山町の場合は、いわゆる高田・今泉のその施設を水防倉庫とかそういうものに変えて利用しているということでありましたから、これ、やっていただかなきゃですよ。

これ、もうびっくりします、47年ですよ、47年までにとやってあるからですよ。何でこういうふうな計画をやったのかということが一つ気になりますので、これについて明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まずは基金等、起債のほうのグラフの7ページ関係で、一番最初のスタートが何で平成17年のグラフを用いておられるのかという御質問がございました。

確かに17年に合併した年でございますから、国の優遇措置を用いまして、特例債等の借入れをやったということの経過があるわけでございますけれども、あくまでも、うきは市のスタートが平成17年であるということで、平成17年をスタートの年という形でグラフで用いたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 下水道工事の関係の御質問でございます。

議員言われますように、吉井区につきましては、公共下水道の吉井処理区、それから先行しております吉井の屋部地区、それと農集に基づきますところの高田・今泉地区の3つの処理場がございます。

今言われますように、この統廃合につきましては、県の汚水処理構想に基づいて事業を進めておられるわけでございます。この県の汚水処理構想につきましては、28年度、もうすぐ県の構想が出るかと思っておりますけれども、その中で今まで大きな、うきは市にとりましては課題の問題でございます。これにつきましては県のほうとは調整を図りながら、幾度となく、この吉井処理区の統廃合については相談をしておるところでございます。

ただ、県の汚水処理構想に基づきますのは、やはり、まずは未整備の地区を整備するのが県の構想ということで、県の構想がおおむね10年スパンで見直しがされております。ということで、屋部の公共下水につきましては、その10年スパンの中で、まずは未整備地区のほうからの推進をやっていく。

その中で、屋部の処理区はこの統廃合については検討、その次に、今度は農集のほうでやっております高田・今泉、こちらについては、当然、補助所管が農水省になるわけでございます。今



議員さんも言われますように、所管が違ってても統廃合はやれないことはないというようなお話も聞いております。

今後、その統廃合につきましては、その施設を取得したときの予算等もございます。そういったところの絡みがあるかと思えます。ただ、やってやれないことはないというふうな事例もあるということがございますので、これは十分県のほうと協議をしながら、詰めてまいりたいというふうに思っておりますが、何せこの県の汚水処理構想が10年スパンということがございます。ましてや、その、県下未整備地区をまずは整備をしていくというふうな県の構想の中で、今回うきは市、特に吉井町のほうの処理の合併については、県のそういった中で、県との協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「人口減少対策、所感、述べてください」と呼ぶ者あり）高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今後の公共施設のあり方は、議員御指摘のとおりであります。

今のうきは市では、人口減少を少しでも食いとめるためのルネッサンス戦略、地方創生に取り組んでおりますが、間違いなく人口減少、縮小社会に向かっていくものと思われまます。そしてまた、それに並行しながら財政も厳しい局面を迎えてくると思っております。

そういうことをしっかり認識しながら、まさに身の丈に合った行財政運営のあり方の中の公共施設のあり方ということで対応していきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 人口減少だけは出生率を上げるか、働く場を確保する以外方法がないわけですね。社会増加を見込むか、あるいは自然増を見込むかという2つの方策しかないわけなんですよ。

今のところ、若干転入がふえている月もあります。今までにないいいことでありますけども、今まではずっと転入よりも転出が多かったんですよ。幸いこの28年度は、10月、それから12月、1月、2月は転出よりも転入が多いからですね、幸いでありますけれどもですよ。

いわゆる自然増のほうは大変な違いなんですよ。自然増は出生がこの2月までで182名ですよ、182名、それから死亡が385名ですよ。市民課の窓口で2月末現在のあれが出ておりますけど、合わせますとこれはもう自然増どころか、自然減が200名超えてしまっているわけなんですよ。

それをもってきて人口減少がどんどん進んでありますもんですから、問題は人口が少なくなれば納税者人口もあわせて減ってくるわけなんですよ。今は27億という予算組んでありますから、よほど給料取りが誕生すれば別ですけども。つまり、うきは市では500万円以上の所得、このものも少ないというデータが出てありますもんですから。

そうなりますと、税収は今のところ固定資産税に頼っているようなうきは市の税体系ですよ。固定資産税だけがどんどん伸びてきている。以前はそうじゃなかったんですよ、やっぱり市民税のほうが上回っておった、固定資産よりも市民税が上回っておったけれども、これ、逆転してしまっただけですね、市民税のほうが下回って、固定資産税のほうが上回っている。

したがって固定資産税は景気によっても左右されませんが、市民税のほうは景気によっても左右されるものですから、これらについては、もう非常に不特定な財源ということになりますもんですから、確保ができない、それでもって借金払いやっていると状況でありますから。

先だっても申しあげましたけれども、この29年度は、とにかく今まで以上に一般会計から繰り入れをしなければならないということになっているわけなんですよ。例えば、合併当初であったときは12億円ぐらいの一般会計からの繰り入れだったけれども、29年度は13億7,998万5,000円ですから、もう市民税の半分は、もうこれに持ってかなきゃならんというような状況でありますもんですから、こういうような繰り入れをやっておりますもんですから、高田・今泉についても、あるいは屋部についてもですよ。

総務産業常任委員会では、とにかく県の協議でそれを強く申し述べて、ぜひ早く実現するように。じゃないと、1年に2,000万ずつ繰り入れしとったもんですから、申しあげたけれど、今度は、29年度は2,550万というような、かなり上がってるわけですね、2,000万以上、以前から比べるとですよ、以前は2,000万程度で足ってありましたけれど、というのは収入が少ないからですね、これはどうにもならないわけです。

もう高田・今泉は、いわゆる新規加入は全然ないんでしょう。合併以降、もう12年間になりますが1件もかたってないんですよ、新規加入が。逆に少なくはなってますから。したがって、ますます財政を圧迫してありますもんですから。

これについては今課長のほうは、いわゆる県との協議は先行、それから未整備地区の公共下水道整備が先だということでもありますけれども、それも先でしょうけど、あわせてですよ、こういうものを生かしてもらわなきゃなりません。

そこで、私はいつも、毎年、経費節減のためには、12月議会で大きく見直しをやってくださいってことをお願いしておりますけども、やっていない。この3月で1億6,000万の減額が出てるわけ。

これまで、やっぱり早くですね、12月議会あたりでやれば、3月の起債、新規発行はしなくてよかったんですよ、そういうものがあつたらですよ。だから、毎年申しあげているけれども、見直しをやらんで、3月やつてもらってもどうしようもないわけ。そうすると、おのずと繰越金が多くなってくると。繰越金が多くなると、地方財政法で2分の1は貯金しなさいとい

うことが決められてあるわけです。だから、そういう法律に絡まってありますもんですから、それだったら、少しでも起債の発行を減らすとか、起債の減額を試みていただきたいということでお願いしているけれども、一向にやられていないということでもありますから、したがって、こういう公共施設の総合管理についても、まず、いわゆる統廃合あるいは廃止を前提にひとつ、実行できるようにやっていただけたらありがたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御指摘を十分踏まえまして、計画もそのようにつくっておるところでございます。そのように進めていきたいと思っております。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 本当に丁寧いろんな情報から計画を立てていただいていることを評価したいと思っておりますが、今回、この計画を立てるに当たられた方は、今度、これを実施していく段階にはおられない方が多いと思っております。

そこで、何でもつくるときは一生懸命なんです、それが引き継がれたときには、なかなかその意向が伝わっていないというのが現状にあると思っております。

そこで、特に27ページとかにあります今後の方向性、集約化とか複合、転用、こういった市民に一番かかわりがあるところは、なるべく早目に市民にお知らせして、そして市民の意見とか、そういったものをある程度聞きながらやっていただきたい。で、説明に当たっては各行政区に説明に出ますということをおっしゃっていただきました。一番大事なことだろうと思っております。

職員が直接市民に当たっていただくということは、次の31ページ、この中にありますように、能力開発とか市民から信頼される職員の育成、あるいは職員意識の高揚、こういったことになるのは、一番、人に当たったときだと思っております。

そういった、市民と職員との関係がよくなれば、縮小社会であっても市民の理解が得やすくなる、一生懸命やってもらえば、人口が減っているんだから自分たちの痛みも当然であろうという意識は出てくると思っております。

そこで、なるべく早く、こういったことを市民に知らせ、市民と一緒に身の上を合った市政をしていただきたいというふうに思っております。リーダーシップも大事ですけども、リーダーシップの基本となる市民の理解、これをぜひお願いしたいと思っております。特に、今言いましたように、つないでいくということ、伝えておいていただきたい。つくった方と施行者が違えば、そのあたりのずれが出ますので、その点を十分をお願いしたいと思っております。

以上です。答えがあればお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） この計画を今回議会に出させていただいておりますけども、こ

れは継続、市長の責任でもって、やっていくことでございます。作成に携わった方はやめられたりするかもしれませんが、計画として議会の承認を受けたからには実行していくのは当然のことでございますので、当然継続していきますので、私自身も後任のほうにはきちっと事務引き継ぎをしていきます。

以上です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決することに決しました。

ここで、暫時休憩とします。再開は、3時5分より再開します。

午後2時51分休憩

.....

午後3時06分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

---

#### 日程第4. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第3号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思えます。なお、財源組み替えのみの項につきましては質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 平成28年度うきは市補正予算書をお手元にお願いをいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第3号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億6,577万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

8 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。追加でございます。款項、2款1項総務管理費でございます。事業名が庁舎管理費。工事名は庁舎宮繕工事費でございます。繰越金額が2,192万円でございます。これにつきましては、庁舎の照明LED化工事におきまして設計変更を行うため、年度内の完了が困難なため繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、2款1項総務管理費。事業名、拠点整備事業費（ブランド戦略係）関係分でございます。具体的な工事につきましては、地域総合商社施設整備工事費等でございます。繰越金額が8,480万円でございます。これにつきましては、道の駅の東側の旧家宝資料館でございますけれども、こちらの地域総合商社として改装する工事及び、観光会館土蔵の改修を行うものでございます。

続きまして、2款1項総務管理費。同じく拠点整備事業（文化財保護係）関係分でございます。工事が歴史的資源関連施設整備事業工事費等でございます。金額は2,518万6,000円の繰り越しでございます。具体的には、居蔵の館それから鏡田屋敷におきます水回りを中心とした工事を行って改修を行うものでございます。

続きまして、2款1項総務管理費、同じく拠点整備事業費でございます。建設管理係関係分でございます。具体的な工事は、公園整備工事費等でございます。繰越額が4,620万円でございます。こちらにつきましては、調音の滝公園のそうめん流し部分のあずまやの改修、厨房の改修等を行うものでございます。

上から2段目、3段目、4段目につきましては、今回国の2次補正に伴う地方創生拠点整備交

付金事業でございまして、平成29年度に繰り越して行うものでございます。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費。事業名が住民基本台帳費でございまして、地方公共団体情報システム機構負担金でございまして、繰越金額が240万6,000円でございまして、繰り越し理由につきましては、総務省よりこの負担金の充当財源である個人番号カード交付金事業負担金の繰り越し通知があったために繰り越しを行うものでございまして、

続きまして、3款1項社会福祉費。事業名が経済対策臨時福祉金給付金事業。繰越金額が1億2,581万2,000円でございまして、こちらにつきましては、12月に補正を行っておりますけれども、給付金の支給が29年の6月末までありますので事業の繰り越しが必要なものでございまして、

続きまして、4款2項清掃費。事業名は塵芥処理費でございまして、具体的な工事が、中島畑ガレキ置場汚泥等処理委託料でございまして、繰越金額が870万5,000円でございまして、具体的な内容につきましては、汚泥処理のリサイクルの処理場の受け入れが現在過剰な状態であり、年度内の処理の完了が難しいため繰り越しを行うものでございまして、

続きまして、8款2項道路橋梁費。事業名が道路維持費でございまして、橋梁改良工事費でございまして、繰越金額が1,661万8,000円でございまして、こちらにつきましては、岩光橋の橋梁改修工事関係でございまして、県土木事務所との河川協議に時間を要したため、繰り越しをお願いするものでございまして、

続きまして、8款2項同じく道路橋梁費。事業名が一般道路新設改良事業でございまして、内容は道路改良舗装工事等でございまして、繰越予定金額が6,717万5,000円でございまして、こちらにつきましては、市道原・古畑線ほか5つの路線と、県が実施しております大谷川砂防付帯工事の負担金合わせて6件分の繰り越しでございまして、地元地権者との協議に時間を要したため、年度内の完了が困難となったためでございまして、

続きまして、8款3項河川費。事業名河川改良費でございまして、工事請負費等でございまして、繰越予定金額が1,304万円でございます。こちらにつきましては、山北地区の赤尾川の改良工事におきまして1軒民家がございまして、地権者との協議に時間を要したため繰り越しを予定するものでございまして、

続きまして、9款1項消防費。事業名防災行政無線関係費でございまして、具体的な事業につきましては、県防災・行政情報通信ネットワーク設備費負担金でございまして、繰越予定金額が445万8,000円でございまして、こちらにつきましては、県が実施いたします県防災・行政情報通信ネットワーク整備工事におきまして、平成28年11月14日付で入札を延期し、次年度への繰り越しをする旨の通知が県よりあったため、その負担金の繰り越しをお願いするものでございまして、

以上、11件につきまして年度内の事業完了が困難なため平成29年度への繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。1、追加。起債の目的、一般補助施設整備等事業。限度額7,700万円。起債の方法、証書借入でございます。利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、先ほど繰り越しで説明いたしましたけれども、国の2次補正に伴います補正予算債でございます。地方創生の拠点整備交付金事業の補助裏分に起債をするものでございます。なお、充当率は100%でございます。交付税措置が2分の1の公債費参入方式、後残りの2分の1が単位費用による形で参入措置される形となっております。

続きまして、2、変更。起債の目的、合併特例事業。補正前の起債限度額が5億3,330万円。補正後の限度額が5億1,790万円。1,540万円の減額でございます。減額の理由につきましては、一般道路改良事業の事業費の確定による減及び、県営事業の合瀬耳納トンネル工事の平成28年度の負担金の確定に伴う減でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 繰越明許のことでお尋ねします。2款1項庁舎管理費庁舎営繕工事費でございますが、これ昨年の8月の臨時議会において補正されたもので、庁舎のLED化で予算を計上していただいておりますけれども、途中で設計変更というようなことで、これ当然設計変更、つまり器具まで取りかえるような形になるんですけれども、そのため、同じ金額で計上されておるようなんですけれども、当初の目的、本庁舎と西別館ということになっておりましたが、台数の変更と申しますか、当初の計画よりも何%ぐらいしかならできないのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいというように思います。1回目の質問。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） LED化の関係でございます。設計変更を余儀なくされまして、積み上げをいたしたところでございます。現在、利用頻度の高い部分、事務所それからロビー関係を予定をしておるところでございます。個数関係につきましては、再度個数チェックをかけておりますけれども、全体で言いますと50%弱ぐらいの……（「当初の計画から」と呼ぶ者あり）個数になろうかと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 大体わかりましたけれども、これ担当職員は非常に優秀な方であ

りますし、一生懸命やっている。そして、多くの仕事をやりながらでありますし、その点十分認めるんですけども、あえて苦言を呈させていただきたいと思いますが、将来のために反省を込めて、謙虚な気持ちで受けていただきたいと思いますと思うんですが、器具を取りかえなきゃいけないちゅうのは、もう当初からわかっていたんです。わたしたちは情報つかんでいたんですけど、そしてすぐ近く、おたくの同じ総務課内で街路灯の取りかえやってますよね。あれも、蛍光灯タイプの防犯灯は器具まで取りかえなきゃいけないんですよ。白熱灯タイプの丸いやつはそのままLED化できるんですけどね。だから、そういう情報は得てなかったのかどうか。

とにかく、そういう情報収集が悪かったために電気代として1,560万ぐらいかかっているんですけど、庁舎の電気代、西別館まで含めると、その中で照明代ちゅうのが三、四十%かとは思いますが、やはりそういう情報不足というか、のために1年間おくれたために数百万のコストアップと申しますか、経費節減が遅くなったということでもありますので十分反省をさせていただきたいというふうに思います。その点について答弁をよろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議員のおっしゃられるとおり、私ども専門的技術がございませんでした。最初にいただいた見積もりをもう少し詳しく精査をすればよかったのかなと考えております。

今後、こういうことがないように注意して対応していきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ぜひ、この反省を生かして、次に生かしていただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 補正予算書の25ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費57万円の減額補正であります。内訳といたしまして、9節旅費47万円及び11節需用費のうち、印刷製本費10万円の減額でございます。これにつきましては、支出の決算見込みによる減額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の26ページをお開きください。

2款1項2目文書広報費11節需用費の印刷製本費でございます。62万円の減額補正でございます。決算見込みによります減額補正額を計上させていただいているものでございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 8目企画費でございます。8節報償費。記念品代として4,500万減額しております。これにつきましては、今回ふるさと納税の歳入側を減額させてもらっております。それに伴います記念品代、ふるさと納税の返礼品の減額となります。

12節役務費でございます。まず、通信運搬費として120万の減額、手数料として60万の減額をしております。まず、通信運搬費につきましては、ふるさと納税にかかります郵便料の決算見込みによる減額でございます。同じく手数料につきましては、クレジット決済手数料の決算見込みに伴います減額となっております。

続きまして、13節委託料でございます。ふるさと納税管理システム保守委託料でございます。73万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、システムの開発に時間が要しました関係で、その後の保守管理、委託料につきましては、月数がなくなつたため決算見込みで減額させていただいているものでございます。

14節使用料及び賃借料でございます。機材借り上げ料として15万1,000円の減額をしております。こちらにつきましては、封入封緘機借り上げ料ということで、決算見込みによる減額でございます。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 9目地域活性化推進費19節負担金補助及び交付金でございます。地域づくり活動費補助金130万円の減額補正です。当初見込みよりイベント等の実施に係る補助金申請が少なかったため、実績に基づき減額をするものでございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 個性あるまちづくり事業費補助金でございます。420万の減額でございます。こちらにつきましては、当初見込んでいた補助の申請がなかったことにより決算見込みによる減額となります。

○総務課長（楠原 康成君） 続きまして、電子計算処理費、11目でございます。332万4,000円の減額補正でございます。決算見込みのよるものでございます。国の総合運用テスト仕様の確定が秋口に行われまして、その時点で一度12月議会において899万7,000円の減額補正を議決をいただいておりますけれども、見積もり入札の結果、残額が生じたので、今回再度減額補正をお願いするものでございます。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 12目男女共同参画推進費でございます。7節賃金。嘱託職員賃金20万円の減額補正です。男女共同参画センターの嘱託職員の時間外手当分を実績

により減額するものです。

次に、8節報償費40万円の減額補正です。講座開設時における託児報償費を実績により減額するものです。

続いて、14目地域コミュニティ推進費19節負担金、補助及び交付金97万円の減額補正です。行政区公民館等新築等補助金を、事前の要望取りまとめにより予算計上しておりましたが、申請の辞退等により減額をするものです。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 16目地方創生推進費でございます。こちらにつきましては、地方創生拠点整備交付金の事業となっております。まず、13節委託料。設計監理委託料1,138万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、その下の15節工事請負費にあります、歴史的資源関連施設整備工事費、地域総合商社施設整備工事費、観光会館土蔵施設整備工事費にかかります設計監理委託料となっております。

○住環境建設課長（江島 高治君） 同じく公園施設設計監理業務委託料でございます。420万円の増額でございます。これにつきましては、下段の工事請負費、公園整備工事費4,200万。これにつきましては、調音の滝公園のパーゴラ等の改修工事に伴います設計監理の委託料及び15節につきましては、工事費の4,200万円の増額でございます。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 続きまして、地域総合商社等施設整備活用支援業務委託料800万の増額でございます。こちらにつきましては、15節のほうで、地域総合商社施設整備工事費ということで4,000万を上げさせていただいております。それに伴います効果促進事業として、ソフト事業ができるようになっておりますので、その分での委託料を計上させてもらっております。中身につきましては、地域総合商社におきまして、DMO関連でございますけど、着地型の観光商品をつくるようにしております。それに伴いますいろんな支援事業の業務委託料でございます。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 同じく16目地方創生推進費の15節工事請負費の中の歴史的資源開発関連施設整備工事費2,190万2,000円でございます。これにつきましては、鏡田屋敷と居蔵の館の改修工事費でございます。文化財の価値を損なわないよう、水回り等の改修を行いまして機能アップを考えているところでございます。そのための工事費を計上しているところでございます。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 続きまして、地域総合商社施設整備工事費でございます。4,000万円の増額でございます。こちらにつきましては、道の駅にございます旧家宝資料館を今、地域総合商社の事務所として改修を行ったところでございますけど、今回地域拠点整備交付金を活用いたしまして、観光のいろんな案内とか受付ができるような施設に改修を予定しております。その分の4,000万でございます。

それと合わせまして、着地型観光ということで、電動アシストの自転車を設置するようにしております。その設置する自転車の格納庫にも合わせて整備を行うこととしております。

続きまして、観光会館土蔵施設整備工事費でございます。2,540万円の増額補正でございます。この観光会館土蔵につきましては、今後「うきはツーリズム・ステーション」といたしまして、吉井の1つの大きな観光案内所として改装を行うこととしております。主な改修点でございますけど、今まで土蔵の横には離れたトイレ等がございました。今回そのトイレ等の改修も合わせて行いまして、土蔵と一体的な建物として増築改修を行うこととしております。

続きまして、18節備品購入費でございます。まず、一般備品購入費といたしまして80万円の増額を行っております。こちらにつきましては、観光会館土蔵の今回の設備工事に伴いますプロジェクター、スクリーン等の備品を購入する予定としております。

続きまして、地域総合商社備品購入費250万の増額でございます。こちらにつきましては、地域総合商社の観光事業がやれるような工事を行うこととしておりまして、それに伴います電動自転車の購入等、事務機器の購入等を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の資料の28ページでございます。戸籍住民基本台帳、補正額減額46万2,000円。この減額につきましてはマイナンバーカードの交付事務に関わる補助金の確定がございまして、46万2,000円の減額で確定しております。その分の負担金の減額になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明願います。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 3目の老人福祉費でございます。後期高齢者療養給付費負担金、28年度の予算額の負担金の確定が平成29年1月に確定通知がまいりましたので、1,629万6,000円の減額をしております。

続きまして、5目人権・同和対策費、人権講演会等の委託料でございます。24万8,000円の減額。これは12月の人権フェスティバルにかかわる講師委託等の事業が終了いたしましたので、事業完了による減額でございます。

6目重度障害者医療対策費でございます。過年度重度障害者医療費支給事業費県費補助返還金、36万円。これにつきましては、県の超過分の精算が、県費補助金の精算が行われましたので、これに基づきまして36万円の負担返還金をするものでございます。

以上です。

○保健課長（増岡 寿君） 8目介護保険対策費でございます。19節負担金補助及び交付金4,901万7,000円の減額でございます。これにつきましては、介護保険広域連合負担金の減額でございますけれども、これは福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定により減額補正するものでございます。これにつきましては、平成27年度から介護保険料の改定がございまして、改定によりまして保険料収入がふえております。これによりまして27年度から28年度への繰越金がふえたため、市町村負担金、市町村が負担する分が今回減ったものでございます。

続きまして、9目地域支援事業費でございます。7節賃金120万円の減額でございます。これにつきましては臨時職員の賃金でございますけれども、決算見込みに伴う減額でございます。

続きまして、8節報償費100万円の減額でございます。これにつきましては、講師謝礼でございますが、現在市のほうで、市民だれもが取り組める体操などを盛り込んだ介護予防体操DVDの作成を進めているところでございます。当初、このDVDの普及啓発のための講演の講師謝礼としまして100万円を計上したところでありましたけれども、保健課のほうの健康運動指導士等を中心とした普及啓発活動を自前で行っていくということとしたため、減額するものでございます。

続きまして、13節委託料でございます。100万円の減額でございます。これにつきましては、要支援認定者に対する介護予防サービス計画作成の委託料でございますけれども、年度末までの委託件数が当初見込んでいた数より下回ることが見込まれるため、減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1つだけ、本当小さな話です。

29ページの5目の人権同和対策、委託料を24万8,000円減じておりますが、これをちょっと予算書でチェックしてきているんですが、当初予算が50万、補正で25万に半減して今度は2,000円のみ予算が残るといふ、これ2,000円残してどうするのかなと思って、ちょ

っと確認です。2,000円だけ残って、もう2,000円だけ使ってるのかどうかわかりませんが、こんな補正があるのかなと思って確認です。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 済いません、執行の確認をしてお答えさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 補正予算書30ページです。3款2項1目児童福祉総務費20節扶助費396万3,000円の減額補正です。児童入所施設措置費及び高等技術訓練促進給付金の決算見込みにより減額するものです。

2目児童措置費20節扶助費3,275万4,000円の減額補正です。児童扶養手当及び児童手当の決算見込みにより減額するものです。

○市民生活課長（安元 正徳君） 3目乳幼児医療対策費委託料、乳幼児・子ども医療システム改修委託料。これにつきましては昨年の10月1日に乳児医療から子ども医療への切り替えを、制度改正を行いました。これに伴いまして210万6,000円組んでおりましたけれども、126万4,000円で契約完了しておりますので84万2,000円の減額をいたします。

続きまして、20節扶助費、医療費、子ども医療費。これにつきましては制度改正に伴う医療費を組んでおりましたけれども、年度執行の見込みがかなり多かったみたいで1,500万の減額をいたします。

続きまして、23節でございます。過年度未熟児養育医療費等の国庫負担金の返還5万3,000円及び県費の負担金返還でございます。これにつきましては、平成27年度分の医療請求について精算が終わりましたので返還するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 2目扶助費3,900万円の減額補正です。生活保護費の決算見込みにより減額するものです。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 補正予算書の32ページでございます。4款1項1目保健衛生総務費でございます。7節賃金120万円の減額でございます。臨時職員賃金が40万円、そして看護師等賃金が80万円の減額でございます。いずれも、決算見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。13節委託料1,280万円の減額補正でございます。内訳でございますけれども、予防接種委託料が1,000万円、任意の予防接種委託料が280万円の減額でございます。これにつきましては、予防接種委託料でございますけれども、主に高齢者のインフルエンザそれからB型肝炎、日本脳炎につきまして、当初見込んでいた人数よりも少なかったということによる減額でございます。それから、任意予防接種委託料のほうでございますけれども、こちらは季節性のインフルエンザが見込んでいた人数よりも少なかったということによる減額補正でございます。

続きまして、3目健康増進対策費でございます。12節役務費44万円の減額でございます。これは、通信運搬費でございますけれども、決算見込みにより減額補正するものでございます。

それから、13節委託料500万円、総合健診等委託料の減額補正でございます。これにつきましては、19歳から39歳までの方を対象としました基本健診と、それから、各種がん検診にかかる委託料でございます。これにつきましては、決算見込みにより減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） それでは、33ページをごらんいただきたいと思えます。

6款1項6目農地整備計画費、19節負担金、補助及び交付金の560万の減額補正です。内容といたしましては、多面的機能支払交付金の共同活動分370万と、向上活動分190万です。内容といたしましては、当初3集落からの新たな申請が予定されておりましたけれども、集落との調整がつかなかったために29年度においては取り下げたために560万の減額補正をするものです。

続きまして、8目農地費、15節工事請負費2,400万の減額補正です。これにつきましては、県営事業の附帯工事費の事業費の10%を附帯工事費として見込んでおりましたけれども、実際行った場合に5%程度に済んだために2,400万の減額補正をするものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 34ページをごらんください。

6款2項3目治山事業費、13節委託料800万の減額補正です。これにつきましては、12月の議会におきまして800万円の補正予算をしておりましたけれども、これについては、一応受益者との話がつきまして、県単事業ではなく県営事業で行うようになったために800万の減額補正をするものです。

続きまして、4目市有林管理費、13節委託料150万の減額補正です。これにつきましては、市有林保育事業委託料の不用額が生じたために減額補正するものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 35ページをお願いいたします。7款1項2目商工業振興費でございます。4節共済費9万7,000円の減額。7節賃金62万4,000円の減額となっております。こちらにつきましては、鷹取の新産業団地の事業推進を行うに当たりまして嘱託職員を配置しておりました。その嘱託職員の決算見込みによる減額でございます。

続きまして、3目観光費でございます。11節需用費34万円の減額でございます。こちらにつきましては、四季の舎ながいわの電気料の減額でございますが、決算見込みによる減額となっております。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金38万5,000円の減額でございます。うきは祭り等補助金の減額となっておりますけど、中身につきましては、吉井しらかべ楽市楽座のイベントが今年度開催されませんでした。それに伴います補助金の減額となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料36ページでございます。8款1項1目土木総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。県の道路協会負担金の関係でございます。こちらの負担金につきましては均等割プラス事業費割ということで負担金があるわけでございます。この事業費の減額によります15万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋梁費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料37ページでございます。8款2項3目道路新設改良費でございます。内訳といたしまして、17節公有財産購入費947万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、28年度予定しておりました31路線の決算見込みによります減額補正ということでございます。

22節補償、補填及び賠償金でございます。837万6,000円の減額でございます。こちらにつきましても、用地と同じく31路線分の決算見込みによります補償物件の減額補正でございます。

5目国県営事業促進費、19節負担金、補助及び交付金でございます。184万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、合瀬耳納トンネル工事費の負担金の減額でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。



○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書38ページでございます。8款3項1目河川総務費、19節負担金、補助及び交付金でございます。71万9,000円の減額でございます。内訳といたしましては、県砂防協会負担金及び県河川協会負担金の減額でございます。こちらにつきましては、事業費割に伴います事業費の減額による減額補正でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書39ページでございます。8款4項3目住宅建設費、15節工事請負費400万の減額でございます。こちらにつきましては、新治団地解体工事決算見込みによります減額補正でございます。

22節補償、補填及び賠償金34万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、新治団地建てかえに伴います移転補償費の減額補正でございます。

4目空家等対策費、1節報酬39万円の減額でございます。こちらにつきましては、空家等対策協議会の委員会報酬ということで組んでおりました。昨年度1回の委員会の開催にとどまっておりますので、その分を減額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算書40ページでございます。

9款1項4目災害対策費19節負担金、補助及び交付金でございます。160万円の減額をしておるところでございます。

こちらにつきましては、個人の木造住宅耐震改修事業費補助金、当初4件の申請を見込んでおりましたが、決算によりまして、2件分の160万を減額をするところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 予算書の41ページになります。

1目学校管理費4節共済費100万円の減額、7節賃金600万円の減額です。これは、少人数指導特別教員の賃金の決算見込みにより減額を行うものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 42ページをお開きください。

10款4項1目社会教育総務費でございます。13節の委託料52万6,000円の入札残でございます。パソコンの講習会委託料と壱岐島自然体験事業委託料の入札残でございます。52万6,000円の減額でございます。

19節負担金、補助金及び交付金ですが、通学合宿推進事業費の補助金でございますが、当初5地区を予算化していたんですが、1地区、申請等がありませんでしたので、その分を減額するものでございます。16万円の減額でございます。

3目芸術文化振興費でございます。こちらのほうの需用費の10万8,000円の減額と、役務費の1万円、13節の委託料の28万5,000円、14節使用料及び賃借料の5万4,000円、こちらにつきましては、当初市民ミュージカルの発表会の計画をしていたところなんですが、出演者の方の体調が悪いということで、実施ができませんでしたので、この分を減額するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、清算が終わりましたので100万円の減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 3目の減額何といったかわからんやった、もう一回言うて。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 済いません。滑舌が悪くて申しわけないです。

需用費、役務費、委託料と使用料につきましては、市民ミュージカルの発表会を予定していましたが、出演者の体調が不良のために、実施できませんでしたので、減額するものでございます。（「わかりました。今のごとゆっくり言うてもらおうとわかる」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 10款5項1目保健体育総務費、報酬でございます。スポーツ推進委員の報酬でございますが、21万の減額でございます。定員が、本来ですと28名いらっしゃるんですが、4名が欠員の状態でございます。その分を減額するものでございます。

それから、8節の報償費でございます。記念品25万円の減額です。これは執行残でございます。

19節負担金、補助及び交付金90万円の減額でございます。こちらにつきましては、スポーツ事業等補助金の清算による減額補正でございます。

2目体育施設費、26節寄附金でございます。3万3,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、日本スポーツ振興センターのほうの寄附金でございます。これは本年度テニスコートの改修工事を行いました。それに係る助成金を申請する際に、寄附金付自動販売機を設置して、売り上げの一部を寄附することが約束事項としてありましたので、その分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） スポーツ推進委員ですけれど、4名欠員というのは、最初から4名欠員になっていたのか、途中から欠員になったのかどうか、もし、その欠員だった場合、途中欠員だった場合、補充をしなかったかどうか、その理由を聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） スポーツ推進委員につきましては、定員が28名ということで、随時、スポーツ推進委員さんになっていただきたいということで、依頼をしているところでございます。

本年度も、改選時期になっていますので、早速今、推進委員のほうの勧誘といたしますか、お願いに回っているところです。

28年度につきましては、4名欠員なんです。これは当初からだったと思います。途中で、そ

ういった人がいれば、ぜひともお願いしたいということで、予算化はさせていただいていたということでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員に関連して、どういう仕事をするんですか。しっかり探しおるといことですが、ちょっと私勘違いしていると思うんですけど、今、非常に全国的にクラブ活動の、これと違うと思うんですよ。クラブ活動の指導する方を公的に認めていこうという動きがあります。それとは全く違うんでしょう。

諫山さん、それは、ちょっと、それはいかんですよ。正直知らんから教えてくださいということですから。諫山さん何やかんや言うけど、教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 実は、スポーツ文化振興係のほうで、いろいろな球技大会とか、運動会、ロードレース大会とか、水泳大会とかを開催しています。

スポーツ事業実行委員会のほうで、去年はバレーボールを呼んで実施したわけなんですけど、そういったときに、私ども事務局と一緒にいろいろ協力しながら、その大会の成功に向けて、させていただいている方ございまして、教育長委嘱になっています。委嘱して、そういった大会と一緒に開催をしているというようなことで、大丈夫でしょうか。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、10款5項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、11款2項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 45ページでございます。

13款1項1目特別会計操出金、補正額69万1,000円の減額でございます。内訳につきましては、国保会計が612万7,000円の増、後期高齢者特別会計のほうで681万8,000円の減でございます。

続きまして、次のページでございます。

14款1項1目予備費、補正額27万円でございます。歳入歳出の調整による補正でございます。

戻りまして、15ページをお願いいたします。

歳入のほうを説明いたします。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額5,025万9,000円の減額でございます。内訳につきましては、1節社会福祉費負担金が減の45万1,000円、2節児童福祉費負担金が減の2,055万8,000円、3節生活保護等対策費負担金が減の2,925万円でございます。内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。いずれも決算見込みによる減額でございます。

続きまして、2目災害復旧費国庫負担金、補正額が減の31万9,000円でございます。内容につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金の交付額の決定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額7,663万1,000円。内訳につきましては、1節総務管理費補助金につきましては、個人番号カード交付金事業分が減の46万2,000円、それから地方創生拠点整備交付金が増の7,709万3,000円でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、補正額が減の37万5,000円でございます。高等技術訓練促進給付費補助金分でございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金、減の767万4,000円でございます。内容につきましては、施設の道路橋りょう費補助金の社交金の決算見込みによる減額でございます。

続きまして、6目消防費国庫補助金、減の80万円でございます。これも社交金の住宅・建築耐震改修事業分の決算見込みによる減額でございます。

次のページでございます。

14款3項3目土木費国庫委託金、補正額11万6,000円の増額でございます。これにつきましては、河川草刈り業務委託金の実績見込みによる増額でございます。

次のページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金、補正額999万6,000円の減額でございます。内訳につきましては、1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金が減の185万8,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が減の378万9,000円でございます。決算見込みによるものでございます。

続きまして、2節の児童福祉費負担金、内訳につきましては、児童入所施設運営費負担金が減の104万2,000円、児童手当費負担金が減の330万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金、補正額が799万7,000円の減額でございます。内訳につきましては、1節社会福祉費補助金、人権・同和問題啓発事業費分が減の12万4,000円、

それから2節児童福祉費補助金が乳幼児医療対策費及び乳児家庭全戸訪問等事業費補助金、合わせて787万3,000円の減額でございます。

続きまして、5目農林水産業費県補助金、補正額、減の790万円でございます。内訳につきましては、1節の農業費補助金におきまして、中山間地域等直接支払推進事業費交付金、それから多目的機能支払交付金、それから多目的機能支払推進交付金、こちら事務費になります、のトータルが790万円でございます。

次のページをお願いいたします。

16款2項1目不動産売払収入、補正額993万2,000円の増でございます。土地、建物売払収入分でございます。3件分でございます。朝田保育所跡地分が800万円、それから高橋消防詰所跡地分が180万円、あと1件は、法定外公共物1件で13万2,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

17款1項2目指定寄附金、補正額7,000万円の減額でございます。内訳につきましては、ふるさと・うきは「まごころ寄附金」の決算見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額1億5,588万5,000円の減額でございます。内訳につきましては、財政調整基金が減の1億5,000万円でございます。一般財源の調整による減額でございます。それから振興基金が168万5,000円、ふるさと創生基金が420万円の減額でございます。下の振興基金それとふるさと創生基金につきましては、事業実績の確定に伴う基金繰入の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

20款5項1目雑入、補正額171万9,000円、内訳につきましては、公有建物災害共済金41万円、これにつきましては、体育館アリーナのガラス被害、それから大石学童保育所の落雷による被害分でございます。それと光ケーブル移転補償費が130万9,000円でございます。これにつきましては、持木地区で県が実施しております圃場整備工事区域におきまして、区域内に、市が添架しておる光ケーブルの電柱の移転分の補償費でございます。

次のページをお願いいたします。

21款1項1目総務債、補正額7,700万円の増額でございます。内訳は、一般補助施設整備等事業債でございます。地方創生拠点整備事業分でございます。

続きまして、3目土木債、減の1,540万円でございます。内訳につきましては、1節道路橋りょう債で合併特例事業債の一般道路新設改良事業分の減額でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 不動産売り払いの収入の内訳をもう一度言ってくださいませんか。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 20ページでございます。

不動産売払収入、朝田保育所跡地が800万円でございます。それから高橋消防詰所跡地分が180万円、それから法定外公共物が1件分で13万2,000円。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第8号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

議案の朗読と説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の国民健康保険の事業特別会計の議案第8号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算。

平成29年度うきは市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億1,029万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

歳入予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第2款保険給付費に計上した給付費等に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成29年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

説明書の171ページのほうをごらんいただきたいと思います。

説明書171ページ、歳入。国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、本年度8億550万3,000円、前年度比較で減額で2,244万2,000円の減額になっております。減額の理由につきましては、平成28年度の被保険者が8,584名で行っておりますが、平成29年度1月末で8,296名、被保険者で288名の減少になっております。これに伴いまし

て、税収のほう、保険税のほうが減額になっております。

2目退職者被保険者等国民健康保険税1,832万5,000円、減額の794万6,000円。これにつきましても、退職者被保険者自体は、被保険者が減少するのみでございますが、本年度77名の減少になっております。これに伴いまして、減額をしております。

続きまして、次ページ、172ページで、3款国庫支出金、これにつきましては、医療費等の国からの国庫補助でございますけれども、現段階で国から出ております仮数値、負担金の仮数値について計上しています6億9,324万4,000円、比較で、減額で5,617万、この金額につきましても、大きく今後変わってまいります。そういうことで、現段階での国からの仮算定の負担金額を計上しております。

続きまして、2目高額医療費共同事業負担金、本年度5,246万、増額で1,874万7,000円。これにつきましては、支出のほうでございます高額医療拠出金の4分の1相当額で試算をしております。

3目特定健康診査等負担金、これにつきましては、支出でございます特定健診につきましても、国庫補助3分の1を計上しております。

続きまして、2目国庫補助金、財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を是正する解消のための交付金でございます、普通調整交付金が3億577万7,000円。特別調整交付金につきましては、1,966万3,000円。特別調整交付金につきましては、1,000万の減額をしてありますが、平成28年度に結核・精神等の特別調整交付金の申請で2,000万を計上してはりましたが、試算の結果、29年度は1,000万程度の見込みとなりましたので、1,000万の減額をしております。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金368万2,000円、これにつきましては、平成29年度市町村間の県が行いますシステムの中で、市町村間のネットワークで資格管理、資格情報の管理を構築しなくてはならず、その分で本年度ネットワークのシステム改修費で388万2,000円組んでおりますが、このうち国庫支出金に当たります368万2,000円計上しております。

続きまして、4款1目退職者医療制度に伴う療養給付費等交付金でございます。これにつきましても、本年度7,179万円、1,870万4,000円の減額でございます。これにつきましても、被保険者試算が267名から192名、被保険者の減額によりまして交付金額の減額でございます。

それから続きまして、5款1目前期高齢者交付金、本年度9億7,579万3,000円、6,774万8,000円の増額でございます。これにつきましては、厚生労働省が試算の単価の上昇、単価を上げております。これにつきましては、各制度から調整、75歳未満の方の人数で



調整しておりますが、うちのほうは交付金として歳入される金額6,774万8,000円増額になっております。

6款1目県負担金で高額医療費の共同事業負担金についてでございます。これにつきましては、県の拠出金の支出の金額の4分の1相当額でございます。5,246万円、比較で増の1,874万7,000円でございます。

続きまして、7款1項共同事業交付金について御説明申し上げます。

共同事業交付金、これにつきましては、医療費の高額医療費の80万円を超える部分についてのものでございます。本年度2億211万2,000円、前年度比較で7,872万4,000円の増額でございます。これは、県内の市町村が国保財政の負担調整ということで、拠出金で賄われて、再配分するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、医療費の80万未満について、市町村間で負担調整するものでございますが、これにつきましては、10億7,092万円、前年度比較で3,378万円の増額になっております。

続きまして、176ページ、9款繰入金でございます。

他会計繰入金でございます。本年度4億4,776万1,000円を計上しております。前年度比較で、587万7,000円の増額になっておりますが、この分の内訳といたしまして、法定内といたしまして、3億2,578万円、その他の分、法定外の分といたしまして、1億2,198万1,000円が内訳となっております。

11款のところ、第三者行為納付金として、本年度も500万円を計上しております。

続きまして、歳出にまいります。

ページ数179ページ、一般管理費でございます。これにつきましては、委託で調整交付金の申請システム保守点検料が増額になっておりますが、これにつきましては、本年度も結核・精神の集計システム259万2,000円、それから調整交付金で16万2,000円、国保月報システムで32万4,000円を組んでおります。

それから、一番下の段、国民健康保険事務処理システム改修委託料388万3,000円。先ほど歳入で申しました、29年度に市町村間の国保資格情報ネットワークを構築するための改修費用として計上しております。

それから18節の備品購入費20万5,000円、これにつきましては、国保連合会とのネットワークシステムを構築するために、国保連合会のほうで、一括購入で提示をして購入するものでございますが、提示額として20万5,000円を計上しております。

それから180ページ、連合会負担金でございます。

連合会負担金が減額になっておりますが、これは被保険者数の減によりまして、14万

5,000円の減額をしております。

続きまして、181ページ、運営協議会費でございます。

運営協議会委員報酬といたしまして、9万7,000円の増額、本年度24万9,000円を計上しております。これにつきましては、例年3回を開催予定としておりますが、29年度につきましては、国保制度改正を伴いまして、国保の運営協議会での諮問をいたしまして答申を図り、料率改定等の御審議をいただくことになると思いますので、5回を計上させていただいております。

続きまして、182ページ、療養諸費、一般被保険者療養給付費から退職者、一般被保険者療養費、退職者の療養費、療養費は、これは補装具等でございますが、前年度に比べまして減額になっております。これは積算根拠として、被保険者数で、前年度の医療費平均額を掛けて試算をしておりますが、被保険者数の減少に伴いまして、前年度から減額をしております。

続きまして183ページ、高額療養費でございます。

先ほど80万を超える部分と80万未満の部分で、交付金が入ってくる予算を御説明申し上げましたが、こちらのほうは拠出金でございます。一般の高額分といたしまして3億6,068万9,000円、前年度比較として3,564万7,000円の増、退職者につきましても、本年度2,077万6,000円、540万5,000円の増。これにつきましては、医療費の1人当たりの医療費単価が上がっております。上がる理由といたしましては、平成28年度の補正にも御説明申し上げましたが、高額の新薬による医療費の上昇がございまして、本年度単価としては、医療費として増額になっております。

続きまして、184ページ移送費でございます。

前年どおりの金額で組んでおります。この部分につきましては、医師の指示により患者を移送する場合の費用でございます。

続きまして、4項出産育児諸費、出産育児一時金でございます。本年度、前年度と同額でございますが、50件、1人当たり42万円で2,100万円を計上しております。

続きまして、葬祭費。葬祭費は本年度195万円、15万円の増額でございます。これにつきましては、1人当たり3万円の葬祭費を出しております。本年度は60人から65人で件数を上げております。これに伴いまして、15万円の増額になっております。

続きまして、187ページ、後期高齢者支援金等でございます。

1目後期高齢者支援金、本年度4億5,171万9,000円、比較いたしまして1,350万円の減額になっておりますが、これ自体が、先ほど歳入で申しました、拠出金の分でございます。厚生労働省から予算算出のためのシミュレーションが通知が来ておりまして、これに基づきまして計上しておりますが、減額の理由につきましては、他の保険者、保険機関ですね、他の保険者

の使用する増により、うきは市の負担分が若干でございませうけれども、減額になったということございませう。

続きまして、188ページでございませう。前期高齢者納付金等。

1目前期高齢者納付金、本年度162万6,000円、前年度比較で143万円増額になっておられますが、市町村国保は、前期高齢者の方の占める割合がかなり多うございませうして、その分については、他の保険機関から補填する制度でございませう。ですから、市町村国保といたしましては、補填する分、負担する部分としては、減額が少ないんですけども、先ほど申しませうした、厚生労働省が調整単価、基本単価を上げておられますので、その単価に基づきませうして、うきは市においても143万円の増額になっておられます。

続きまして、190ページ、介護納付金でございませう。

1目介護納付金1億8,798万円、前年度比較110万6,000円の減額でございませう。これにつきませうしても、厚生労働省より概算の納付金のシミュレーション通知が来ておられませうして、これに基づいて予算を計上しておられます。

続きまして、7款の1項共同事業拠出金でございませう。

この高額医療費拠出金、2目の保険財政共同安定化事業拠出金、ともに県内の市町村の高額医療に係る財政の激変緩和のための市町村間の負担調整のための拠出金でございませう。高額医療拠出金80万円超える部分につきませうしては、本年度2億984万1,000円、前年度比較で7,498万5,000円の増額。この増額につきませうしては、どうしても高額医療の部分が昨年度から多くなっておられますので、本年度も、連合会のほうが金額の査定で金額をふやしてきておられる状況でございませう。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金、80万未満の部分につきませうしては、本年度10億4,855万8,000円、3,227万2,000円の減額ですが、この分につきませうしても、うきは市においてもある程度の負担が、医療費の80万未満の高額医療費の試算が出ておられませうして、若干前年度よりも減額となっております。

続きまして、8款の1目、192ページでございませう。

特定健康診査等事業費でございませう。本年度3,266万1,000円、前年度比較で50万2,000円の減額をしておられますが、この減額につきませうしては、賃金のところで臨時職員の金額を20万5,000円組んでおられませうましたが、現行で十分やれるということございませうで、この分の臨時職員の分の賃金をカットしておられます。

それから、特定健診の委託につきませうして、若干動いておられますけれども、これは業者見積もり等で試算をした分でございませう。

それから負担金につきませうしては、研修会等負担金が日本栄養士会用の分でございませう。

続きまして、次ページの保健事業費でございます。

これにつきましては、印刷のほうで、はり・きゅうの施術券200冊、それから通信運搬費で医療費の通知、約2万7,000件を予定しております。

それからジェネリックの医療推進通知についても、約150通を予定しております。

補助金につきましては、はり・きゅうの施術の補助金、1術で840円、2術で980円で積算しております。

196ページでございます。

一般保険者の保険税の還付金、28年度も補正をたびたびしておりますが、29年度につきましても、遡及の資格喪失に伴う分の保険税の還付金について500万、退職者の分につきましても50万の予算を計上をさせていただいております。

予備費につきましては、本年度1,000万、前年度比較26万8,000円の増額になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 説明書の199ページをお開きください。

職員数につきましては、4名でございます。給与、退職手当組合負担金、共済費、合計で2,738万9,000円を計上しているものでございます。前年度比で146万8,000円の増加となっております。主な要因につきましては、給与改定、それから人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 基本的なことを、大体見まして、大方の理解はしているつもりですが、1点目は、国保の事務が県の事務にかわるという、この準備の今現況と本年度をもって一応県のほうに事務が移管されるという理解でよろしいのかどうか、その辺の準備の現況をお尋ねしたいと思います。

それから、171ページの収入で、収入も支出も項目は一緒ですが、171ページの1項2目の退職被保険者等国民健康保険税、これが5年間で廃止というのが、前年記録しておりますが、確かに縮小しているようですが、これは5年というのは、いつ事業といいますか、この項目消えるのか、終了するのか、その辺はいかがでございましょう。5年というのは、いつなのか参考までにお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） まず退職者医療制度について御説明申し上げます。

今年度が、28年度が2年目となりますので、31年度までとなっております。

それからもう一点、国民健康保険の制度改正についての御質問でございますが、議員さんの今のお言葉の中で、事務が県にというお話でございましたが、事務については全く市町村から動きません。財政の会計事務だけが県のほうに移ります。

ですから、国からの補助金とそれから市町村からの税収ですね、国民健康保険の税収、このお金の管理といいますか、財政を県が全てやると、これをやらないと県内の市町村の統一ができないということで、お金の財布のほうだけを握られるという形でお考えいただきたいと思います。

ただ、もう29年度までで、30年度からは新制度に移行いたしますので、今、県との協議をやっている最中でございますが、実は、県内の市町村の中で、本来であれば、同じ負担、保険料の保険税率の負担を求めるわけなんですけれども、ここには大きな問題がございまして、まずは、所得の格差が地域性がございます。

それから地域性と申しまして、年齢構成、福岡市近辺と山間部の市町村では、被保険者の年齢構成が異なります。ここに、やはり地域性と所得というのをどう調整するかということが、一番、今、全国的に大きな問題になっております。

厚生労働省が各市町村、県内の市町村を調整率、医療費調整率、それから所得調整率、地域調整率ということで出しておりますが、どうしても県の試算だと、合わない、現状の保険税と大きく隔たりが出ているということで、なかなかうまく提示ができていないというのが現状でございます。

ただ、大きな3つの要素として、市町村によっては、医療費の、受診の仕方、医療費の支出の1人当たりの医療費の額が、まず大きく違う市町村がございまして、それから年齢構成が大きく違う市町村がございまして。

地域性としまして、市町村間の構成の要素が異なりますので、ここで同じ税率、同じ保険料ということが求められないので、数年間、一応3年をめぐるということで、県としては、統一化をしたいということを出しておりますが、当面30年度は、裏を返せば、各市町村の保険料税率が異なってもよろしいという見解にはなっております。

ただ、3年以内に、県が出しました標準税率というのを出すことになっていきますので、それに近づけなければいけませんので、段階的に3カ年で近づけるような税率の改正を行ってくださいというのが、現状の県の態度でございます。

ですから、来年度、29年度におきましては、国保運営協議会を開きまして、税率等の関係の御説明等も行っていかなければいけないと思っておりますが、まだまだ、県が納付金の試算結果を出せてないものですから、幾らの税率で賄えるかというのが、現状で出ていないと。

先日の県の会議だと、4月の末には、ある程度の数字を出したいとってきていますので、それを待って動きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 大方理解ができて、ありがとうございました。

それで、新年度から県のほうに事務の移管ではなくして、財政の運営管理がかわっていくということですね。これによって、私たちは国保の新年度予算の審議を今していますけども、これが形式的に、予算書とかそれにかかわる諸表とか、そういうものが何か変ることがあるのでしょうか。

何も変わらずに、財政運営管理のみを県のほうがして、市とつながってやっていくという、そういう概念でよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 市町村国保の特別会計の予算の組み方が変わるかという理解でよろしいでしょうか。（「形式的なものも含めて何か変化があるのかどうか」と呼ぶ者あり）

予算の組み方につきましては、恐らく、国保会計自体が単年計算といいながら、医療費の関係が次年度での清算が多うございますので、今の予算形態、組み方を継続しながら、新年度分、新しい体制の分の予算をそこに組み込んでいくという、二本立てではございませんけど。（発言する者あり）

失礼いたしました。29年度につきましては、予算の組み方、支出については変更ございません。現行のままで……（「新しい30年度から、新しく県のほうに財政運営が動いた後で、形式も含めて変わってくるのかどうかをお伺いしています」と呼ぶ者あり）

改めて県の概略が固まってから、また、議員の皆様には御説明申し上げます予定でございますが、あくまでも、概略的でございますけれども、税率等については、県が主導的に率を決定していくという方向になってくると思います。

それに基づいて支出等を行うということで、予算の組み方というよりも根本となります税率、税率の決定が市町村から、財布のひもを県が握りますので、県のほうに移管していくというのが、3年をめどに進めていくというのが、今の流れかと思えます。

経理上の話につきましては、予算計上については、今よりもシンプルになってくるとは思いますが、過渡期ですから、30年度については、若干複雑かもしれませんけれども、予算執行については、ある程度簡略化していくと思いますが、大きな流れとしては、県が保険者になりますので、そういう立場で県が動いてくるという形になると思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ちょっと、ここでお諮りしたいと思います。

きょうの議事日程の配付しておりますが、日程4ですね、今。議案第15号、そして委員会付託まで、議事日程の予定をしておりましたけれども、このままでいけば、5時を過ぎるかと思えます。

ですから、5時を過ぎてもいいか、それとも、あしたにするかをお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。（「あした、またあしたにする」と呼ぶ者あり）

---

○議長（櫛川 正男君） わかりました。そしたら、あと残りはいしたしたいと思います。

本日は、これで延会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時45分延会

---